



## 「沖縄愛楽園に生きる」ことへの説諭<sup>1)</sup>

——『理性主義と排除の論理』を読む——

(2016年3月7日、古宇利島から国立療養所沖縄愛楽園を撮影)

阿部 安成

2016年3月6日に国立療養所沖縄愛楽園内の沖縄愛楽園交流会館で、「リプリント『選ばれた島』発刊記念シンポジウム／青木恵哉～愛楽園の礎となった療養者～」（沖縄愛楽園自治会主催）に出席して報告をすることとなったわたしは、その前月2月に国立ハンセン病資料館図書室で、下村英視または下村英規による『星ふるさとの乾坤—星塚敬愛園を生きた人々』（鉾脈社、2012年。以下、前著、とする）を知り、ついで下村英視による『理性主義と排除の論理—沖縄愛楽園に生きる』（ポードーインク、2015年。以下、本書、『論理』などと記し、たんに著者と記したときは下村英視を指す）があることも知り、それらを入

---

<sup>1)</sup> 本稿は2016年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「20世紀日本の感染症管理と生をめぐる文化研究」（JSPS 科研費 26370788、研究代表者石居人也）の成果の1つである。

手した。

後者の奥付によると著者は「哲学・哲学史専攻」の大学教員で<sup>2)</sup>、また、本書は著者が勤務する大学の「出版奨励補助を得て上梓された」という（本書「あとがき」）。どこの大学がどういった刊行物に「出版奨励補助」をしようが勝手だが、わたしがその奨励補助の審査を担当したならば、本書をその対象として採択することは、けしてなかった。著者は出版補助があったことを記したそのすぐあとに、「謝意をあらわすとともに、大学が大切な真実を発信する場であり続けることを祈念したい」とも記していた。大学をめぐる、だれが、どんな祈りをしようとかまわれないが、大学の出版補助をうけて刊行する本は、大学がはっきりとした意思をもってその内容を世のなかにむけて発信しているうけとられてよいはずで、ではその中身が「大切な真実」となっているかどうかきちんと審査されたのか、わたしにとってはとても疑わしいところがあるので、さきにわたしならば奨励補助対象とはしないと書いたしである。

本書にさきだって刊行された前掲『星ふるさとの乾坤』も、定価のついた商品としてふさわしいか問われてよい代物だった<sup>3)</sup>。本の内容を問うとき、そこに記された主張や見解や解釈の適否についてはいろいろな見方があるといって済ますこともできようが、事実が適切に記されていないければ、それは回収して訂正する必要があるだろう。ここにいう事実とは、それがなにかをめぐる議論が附随するほどのことではなく、たとえば、たんなる書誌情報などといったていどにすぎない。間違いは不正とは異なる。とはいえ、1つ2つの間違いは仕方ないとして、ではいったいいくつの間違いは許されないのか、もちろんそこに明確な境を設けることはむづかしい。わたしたち研究者は、できるだけ間違いを減らそうと、それこそ目を皿のようにして校正をし、頼めるひとがいればそのひとに原稿の校閲を頼り、

---

<sup>2)</sup> 自分の稿を読みなおして、わたしのこの記述は不正確かとおもった。本書奥付には、「1985年九州大学大学院文学研究科博士課程、哲学・哲学史専攻、単位修得退学」と記してあった。大学院在学中は「哲学・哲学史専攻」と記したにすぎないのか、「現在 沖縄大学人文学部教授」のところにはなにもほかには記されていない。

<sup>3)</sup> 阿部安成「「星塚敬愛園を生きた人々」は、描けない—『星ふるさとの乾坤』を読む」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.253、2016年7月）を参照。

また編集者の目を頼みとして著述の精度を高めようとしている。ばあいによっては、著者以外にはだれも原稿を読まないままにそれが刊行物となることもあるだろう。そうしたときはなおのこと、著者自身がみずからの原稿に責任をもたなくてはならないはずだ。

ハンセン病は、だれもが関心をもつ社会事象ではないが、だれかがそれを論じようとする社会問題となり、知ったものがなにかしらの使命を感じて議論をし、観察し、調査し、著述するなかで、専門性が、必ずしも、充分には問われないままにそこに関与してゆくことがもとめられているようにみえる、時代の課題となったといえよう。ハンセン病問題はいつからか、調査、研究、出版をめぐる助成や補助の金員を得やすい領域となっただろうか。研究費を得れば当然のこと成果がもとめられ、しかし、ことを急いで不完全な製品を納品してはいないだろうか。不正は正される可能性がある<sup>4)</sup>。未完成品はどうだろうか。それが見過ごされてしまったり気づかれなかったりしてはいないか。

本書は、とても多くの引用を自分の文章に組み入れながら綴られている。1つの引用分量もそこそこにある。それら自体には、あまり問題がないだろう。引用の数が多いつぎの4冊——『沖縄救癩史』（発行者上原信雄、発行所沖縄らい予防協会、1964年）、『選ばれた島』（編者渡辺信夫、発行者秋山憲兄、発行所新教出版社、1972年）、『阿檀の園の秘話—平和への証言』（編著者上原信雄、発行人上原信雄、発行所上原歯科医院、1983年）、『沖縄県ハ

---

<sup>4)</sup> たとえば、「らい予防法下」の「ソーシャルワーク」についての著作物に「剽窃」が認められ、その出版社が「陳謝」し、それを「絶版」とし、「返品」に応じた例があった。出版社はそのことを2015年3月1日付で同社ホームページにおいて「お知らせ(告知)」した。その著作物の著者が勤務する大学は、出版社が告知した翌日に「学外者から指摘があり、大学はこれを公益通報として受け付け、直ちに調査を行」い、「当該事案以外にも、同教授による研究活動上の不正(盗用)を疑う事実が認められたため、これについても調査を行った」結果、同教授による複数の「著書、論文に「盗用」があると認定」し、同教授を「停職3ヶ月」の「懲戒処分」とした(「研究活動上の不正行為に関する調査報告書(概要)」2015年12月25日付)。不正が認定された同教授の著述には科学研究費補助事業もふくまれていたため、日本学術振興会は同教授に対して「平成28年度から平成32年度までの5年間、本会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を制限する」「措置」をとった(同会ホームページ)。また同教授に2013年3月19日付で博士学位を授与した大学は、2015年12月18日付でそれを「取消」していた(同大学ホームページ)(ウェブ上の情報はいずれも2016年5月29日閲覧。なお同教授が勤務していた大学のホームページで前記同日閲覧により同教授の在籍を確認できなかった)。

ンセン病証言集 沖縄愛楽園編』(編集沖縄県ハンセン病証言集編集総務局、発行沖縄愛楽園自治会、2007年)、を手にして、本書での引用箇所を原文にあたって確認してみた。すると、これら4冊からの引用箇所は、そのほとんどにあってよいほどに多くの誤りがあった。原典から本書へたんに文字を転記するだけの処理に間違いがたくさんあったのだ。

たとえば、原文の「一五」を「十五」とした(40)のはたんなる誤りか好みなのかもしれないし、「私は住まうところはあるから」を「私は住まうところがあるから」としてしまったところも(41)、ちょっとした誤りなのではあろう。「母にもしもの事があつたら」を「母にもしものことがあつたら」(54)もそそっかしい誤りで、「母の見舞」を「母の見舞い」(54)としたところは原文の誤りを正したともいえよう。

だが、「帰省願書」を「帰省願い」(54)としては不注意とはいえずい。「墓地の丘の下の海岸」を「墓地の下の海岸」としては場所が違う怖れがあり(というよりこれでは地底海岸となるか?) (78)、「科学的知識のありようのなかった昔時」を「科学的な知識のなかった昔時」としては意味が違うかもしれず(79)、不注意では済まない。「病没した」が「病死した」となってしまう(81)、「毎朝東天から昇る太陽神の前に癩者を隔離」を「毎朝東天から上る太陽神の前に患者を隔離」とし(89)、「金武村」が「金武町」(89)、「山城永秀氏」を「山代永秀氏」(90)、「患者との接触を禁ずる」が「患者との接近を禁ずる」(92)、「救護施設」が「養護施設」(96)、「ハンセン病患者」が「ハンセン病者」(107)、「国立癩療養所を設立」が「国立療養所を設立」(112)、「人々は袖を引き合い」が「人は袖を引き合い」(115)、「隔離患者は家族や部落民の強要によって」が「隔離患者は家や部落民の強要によって」(146)、「自分たちの力で維持する」が「自分たちで維持する」(152)、「金武からも病友たちが集まって」が「金武からも病友が集まって」(167)、「数千の人々がてんでに」が「数千の人がてんでに」(176)、「とらなくてはだめだ」が「とるしかない」と(191)、「三〇名ぐらいつつ」が「三〇名ずつぐらい」(211)、「耕地」が「耕作地」(211)、「誰がなんと言ったとか、どう言ったとか言わなかったとか」が「誰が何と言ったとか、どういったとか」(212)、「私は帰された」が「私は返された」(213)、「体重計に乗せてほつたら

かして、息引き取ったよ」が「体重計にほったらかして、息引き取ったよ」(234)、「出てもどこに行って住んだらいいかも分からない」が「出てもどこに住んだらいいかも分からない」(238)、「白い予防着」が「白い予防服」(244)、「歯科開業医師でありながら」が「歯科開業医でありながら」(246)、「流産はしないで子ども生もうとしている」が「流産はしないで子どももとうとしている」(263)、「養母」が「義母」(288)、「体がちっちゃい人は」が「体が小さな人は」(314)——まだまだいくつもあるこれらは、ただの誤りとして済ませるのではなく、きちんと改竄というべきではないか。

さらに、「自分たちは「園のために働いている」と誇りを持ってやった」が「自分たちは「お国のために働いている」と誇りを持ってやった」とされてしまっは(323)、意味がまったく異なってしまう。「昔の軍国主義は大変だったよ」を「昔の軍隊式は大変だったよ」としても(327)、これは許されるのか。

これらはどれも「 」がついていても、引用とはいえない。なお「改竄」とは『広辞苑』(第6版、2014年)では、「字句などを改めなおすこと。多く不当に改める場合に用いられる」とある。不注意による誤りであっても、もともと語ったもの記したものにとっては当を得ない表記にかえられていれば、それを「改竄」と指摘してもかまわないはずだ。また、読者にとっても、改変の理由がわからなければ、それを「改竄」といってもよいとおもう。

著者は前著『星ふるさとの乾坤』で、「言葉」とともに生きるために」という見出しのもとに、つぎのと通りの文章を記していた(287-288)。

人が言葉を発することには、自分が理解したことを、他人とわかち合いたいということがある、と私は考えている。〔中略——引用者による。以下同〕同じ意味を生きようと、人を誘うこと。それが言葉を発することの意味である。そうであるならば、書物を世に送り出すとは、書き手の生きた真実を、その意味を凝縮した形で人に示し、ともに生きようと人を誘うことに他ならない。〔傍点は原文〕

と綴ったうえでさらにその「あとがき」にも、「本文中にも書いたが、言葉を発することは、

相手に対して意味を伝えようとすることであり、意味をわかち合いたいと願うことであり、その意味をともに生きようと誘うことである」(297) とくりかえしていた。

では、本書のこの体たらくはなにか?。(じつは前著も)。さきにあげた4冊には、その多くの紙幅を割いて、療養所在住者の言葉が記録されていた。著者はそれを蔑ろにしているといえるのか。彼ら彼女たちの言葉をきちんと書き写すことさえできずに、わかちあいたいだの、ともに生きようだの、と記された言葉のどれもが空疎にみえる。もっとも著者は前著で、さきのわたしの引用したところにつづけて、「はたして、本書はその役割を果たしているか」(288)、また、「私の言葉が読者に伝わらなければ意味がない」(297)とも記していたのだから、自信がない腰砕けなのだろう。

なお本書では引用にさいして、原文の「看護婦」と「子供」がすべて「看護師」と「子ども」にかえられている。これは誤ってそうなったのではなく、なにかしらの意図をもってそうしたにちがいない。もちろんいま「看護婦」ではなく「看護師」というと、わたしも知っている(ではなぜ「婦長」は原文のまま表記しているのだろうか。いま「師長」とはいわないのか。「看護師長」の語は本書にある)。また、好みや信念や信仰で「子ども」と記すひとがいることも知っている(わたしもそう記している。理由は好み)。だが、現在どう記したり呼んだりするかということや、嗜好などとはべつに史料の引用はおこなうほうがよいのではないか。たとえば、「非人」という史料上の文言も引用にさいしては、いいや、ひとに非ずではないのだから「人」と直してしまうのだろうか。「天皇陛下」という史料上の記述を、天皇制を認めないからといって「××××」としてしまうのか。それはおかしい。

療養所をめぐる当事者たちの言葉をきちんと引用できないだけでなく、この著者にはおおよそ記すということがきちんとできているのか。

①たとえば、国立療養所星塚敬愛園(以下、療養所の名称は「国立療養所」を初出以外は省いて記す)の所在地についての記述をみよう。(a)「一九三五(昭和一〇)年鹿児島県肝属郡大始良村(現鹿児島県鹿屋市)に星塚敬愛園が開設された」(26)とある。ここに誤

りはなく、これで正しい。それなのに、この記述があるおなじ第1章で、(b)「一九三五年、鹿児島県鹿屋市に国立療養所星塚敬愛園ができる」と(42)と園ができた当時にはなかった行政区分が記され、第1章から第3章へ移るとなぜか、(c)「この年の一〇月に開園する鹿児島県鹿屋市の星塚敬愛園」(187)となってしまう、開園時の所在地を記しているとみえるところで、それを間違えている。さらにそのすぐあとでは、(d)「この年の一〇月に開園した鹿児島県鹿屋市(当時は肝属郡鹿屋町)星塚敬愛園」(189)と、わざわざ括弧書きをくわえたうえで、そのなかの記述を間違えている。星塚敬愛園が設置された当時の所在地名は、鹿児島県肝属郡大始良村でよい。それが(b)(c)では当時の所在地名と現在のそれとを混同しているし、(d)にいたっては、当時の所在地名を誤り、しかも鹿児島県鹿屋市星塚愛生園という市立療養所があるように見え、そこに括弧書きで「当時は」と入ると、では「この年の一〇月に開園した鹿児島県鹿屋市」というとき、鹿児島県鹿屋市がある「この年」ということなのか、「開園した」ときに鹿屋市があったのか、なにがなんだかわからなくなってしまう。もう1つおまけに、(e)「それ〔1926年〕からおよそ一〇年後の国立療養所星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)」という記述もある(91)。

わたしたちは、たぶん、東京都生まれの縄文人<sup>あらなわたいち</sup>荒縄太一さん(56歳)が、紀元前784年に、東京都品川区大井6丁目に大森貝塚をつくりました、とは口にしたり記したりしないはずだ。

②ハンセン病についてなにかしらのことを記すものにとって、療養所の名は間違えようのないところともおもえるのだが、上記①(c)の「この年」のすぐまえと、またべつのページに「長嶋愛生園」(256)との表記がある。史料の原文にそうした表記がみえることもあるだろう。本書にはまた「長島愛生園」(196、228、252)と記したところもある。もう1つ、「菊池恵楓園」(112)と記したところがあるのに、「菊地恵楓園」(119)もある。

③この国立療養所長島愛生園をめぐる記述となるはずなのだが、本書には「邑久光明園(岡山県)に新良田教室(高等学校)が開設され」(29)と、これまた事実とは異なることが記されている。邑久光明園入園者自治会『風と海のなか—邑久光明園入園者八十年の歩

み』(発行者 邑久光明園入園者自治会、発行所 日本文教出版、1989年)には、「昭和三十年九月、長島愛生園に岡山県立邑久高等学校定時制新良田教室が設立された」との記述があった。同校の名称は、本書著者が前著で参照した数少ないハンセン病図書(史料集などをのぞく)の1つだった『ハンセン病をどう教えるか』(『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会編、解放出版社、2003年)では「岡山県立邑久高等学校新良田教室」となっていて、また、長島愛生園入園者自治会『隔絶の里程—長島愛生園入園者五十年史』(発行者 長島愛生園入園者自治会、発行所 日本文教出版、1982年)では、「岡山県立邑久高等学校定時制課程新良田教室」と記されている。

本書では、さきあげたページ以外では、第5章第1節第3項のわずか6ページのなかにも同校の名称が頻出している。が、それは、「岡山県邑久高等学校新良田分教室が」(343)、「新良田教室の」(343)、「邑久高等学校新良田分教室を」(344)、「邑久光明高等学校の新良田教室を」(344)、「邑久高等学校の」(345)、「新良田教室には」(345)、と分裂している。著者は、名称には頓着しないひとのだろう。……いや、そのはずはない、本書にも前著同様に「言葉」云云のご宣託が記されているのだから、そのはずはないはずなのだ。

④療養所名ではもう1つ、「多摩全生園」の表記もみえる(270、329)。これは前著でもすべて「多摩」となっていた。また、「多摩」は(「菊地」も)、本書著者ひとりでなくほかにも間違えるひとがいると、わたしも知っている。本書を読んでいて、ふと思ひ浮かんだのだが、つい「多摩」と書いてしまったのではなく、旧漢字を新漢字にかえたということなのかもしれない。そうした慮りは不要か。「摩」と「磨」はまったくべつな字だ。ただ確かに「多磨」という表記は、現在ほとんど用いられていない。西武鉄道多摩川線に「多磨」駅がある。しかし路線名の表記は「多摩」だし、所在地名に「多磨」の文字はない。京王電鉄京王線に「多磨霊園」という名の駅があり、これはかつて「多磨」駅だった。都立霊園に「多磨霊園」があり、その所在地は現在、「府中市多磨町」である。とはいえ、使用例が少ないから間違っただけとはいえない。

④「らい予防法違憲国家責任賠償請求訴訟」(33、34)。「らい予防法違憲国家賠償請求訴

訟」(37)との表記もある。2対1で前者が多い、のでこれが正しいのか。前著ではごていねいにも、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」(17)、「らい予防法違憲国家責任賠償訴訟」(168)、「らい予防法違憲国家賠償責任訴訟」(181)と3つの訴訟名が記されていた。15字ないし17字の固有名詞をこうもみせられては読者の目が回るが、著者が目を回してはならない。目を回さずに、これら訴訟名の違いを判別できるか？。前著と本書の刊行のあいだに3年あまりの日々があった。だれも前著にあった誤りを著者に指摘せず、著者自身も前著を読み返しはしなかったのだろう。

⑤「一九三一年の「癩予防法」(法律第五八条)」「一九〇七年の法律第一条「癩豫防ニ関スル件」」「法律第五八条は違った」(すべて228)。なぜか「癩豫防ニ関スル件」にのみ(ほかのページでも)「豫」が使われている。とても不思議。「一九〇七年の法律第一号「癩豫防ニ関スル件」」「癩予防法」(一九三一年、法律第五八号)」の表記もある(202、265など)。また、前著『星ふるさとの乾坤』では、「癩予防ニ関スル件」となっていた。不思議。万が一、入稿原稿がなにかしらの拍子に文字化けしてしまったのだとしたら、それはとてもとても気の毒といえよう。でも校正はなかったのか。

⑥「小笠原昇」(364)。前著では「小笠原登」とあった。もちろん後者が正しく、ただの変換ミスなのだろう。もちろん本書での変換ミスがこれ1つ(ていど)だったら笑って済ませたのだが。

⑦ではつぎの2つは？——「<sup>おおと</sup>嘔吐」(192。前著では「おうと」とルビ)、「早田、同署、一六二頁」(320。ほかの箇所では当然のこと「同書」)。微笑ましい誤記か。

さらに、これも誤記にいでてよいだろう。

⑧「上原信雄編『阿檀の園の秘話』、発行人上原信雄、一九八三年、六三頁。以下、この書物については、『阿檀の園の秘話』とのみ記す」(78)との決めごとをみずからさだめておきながら、かなりあとのページで、「上原信雄編『阿檀の園の秘話』(発行人上原信雄、一九八三年)」(242)と記したり(略記するはずではなかったか??。注と本文とを区別したのか?)、さらにそのあと(336)では1ページのなかに「宮城兼尚「愛樂園始末記」、上

原信雄編『阿檀の園の秘話』発行人上原信雄、一九八三年」と「比嘉良行「済井小中学校の記録」、上原信雄編『アダンの園の秘話』発行人上原信雄、一九八三年」と二様の表記があったり（どちらが正しい書名か??）、さらにさらにまたそのあと（341）では1ページのなかに「比嘉良行「済井小中学校の記録」、上原信雄編『アダンの園の秘話』発行人上原信雄、一九八三年」と「比嘉良行「済井小中学校の記録」、上原信雄編『阿檀の園の秘話』発行人上原信雄、一九八三年」とこれまた二様の記録があったりするのである。やはり不思議。

なお、この上原のべつの著作について、「上原信雄編『沖縄救癩史』（財団法人沖縄らい予防協会、昭和三九年）」（79）とその書誌情報が表示されているが、その書籍の奥付に編著者名は記されていない。上原信雄の名は「発行者」としてのみみえる。また、この図書をめぐっても「以下、『沖縄救癩史』とのみ記す」（79）との注記があるのだが、かなりあとのページで、「上原信雄『沖縄救癩史』（財団法人沖縄らい予防協会、昭和三九年）」（272）と記している（「編」の文字は略されている）。

書誌情報を示すにあたって、副題を記したり記さなかったり、発行年を元号年としたり西暦年としたり、また出典の書誌情報を本文中に括弧書きで記したり注記にしたり、統一されていない表記がとても目立つ。

これは大学の教員の著述なのか？、出版社が発行した商品なのか？。前著にあった出版社（正確には社主）への謝辞が、本書にはなかった。大学の「出版奨励補助」（おそらく補助金）がついた図書は、自費出版のあつかいで、編集者の目にもふれず手も経ずに、出版社は印刷所の肩代わりくらいの仕事をしただけということなのだろうか<sup>5)</sup>。編集者ではないわたしがみただけでも、ざっとここまでにあげてきたほどの間違いが本書にはある。引用

---

<sup>5)</sup> 2015年に書評専門紙の依頼により、ハンセン病にかかわる図書の書評を執筆した。それにも引用や固有名詞に誤記があり、また記述の展開にも難があったため困惑の書評となった。のちにその図書の出版社社長から私信が届き、手が回らなかったという趣旨が記してあった。その図書については、阿部安成「忽然と、猛禽一『司祭平服と癩菌』書評余波」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.230、2015年6月）を参照。その本は博士学位論文が元となっていたという。

の不正確や不備はべつとして、ほかのところはハンセン病問題についての専門知識がなくても、編集者であれば容易に目につく誤字ではないのか。「競争的資金等」を使った研究不正には、それにふさわしい「措置」がとられ、研究者がおこなった研究不正には、それが所属している機関による「処分」がくだされる。では、間違いはどこまでであれば、不問となるのか。

さて、わたしが本書を手にした理由は、沖縄の療養所に生きた青木恵哉という療養者をよりよく考える手がかりが本書にあるかと期待したからだった。

本書の歴大な誤りに目をつぶることはできないが（すでにここまで書いてきたし）、（もう本を閉じてしまわずに）ともかくも本書が、どのように「沖縄愛楽園に生きる」（本書副題）ことを説いたのかをみるとしよう。

本書には7ページにおよぶ「はじめに 奇妙な国」がおかれている。表題に記された「奇妙な国」とは、ハンセン病をめぐる療養所に生きた療養者が執筆した稿の題であった。冒頭でその一部を引用した（この精度はひとまずおく）うえで、「療養所は、多くの問題を抱えていたとはいえ（この点は後に詳述する）、島〔「奇妙な国」の著者島比呂志〕が語るように、ここに入所した人々（ハンセン病を病む人々）は何とか生きながらえることができるようにはからわれていた」（4-5）とはいうものの、そのすぐあとに、「しかし」と逆接の接続詞をおいて、療養所は、「今日の私たちが当然のごとく享受している自由——住む場所を選ぶ自由、職業を選ぶ自由、稼いだお金で友人や恋人と思いのままに過ごす自由等——を奪った。また、ここに住む人たちは、子どもをもつことを禁じられた。妊娠した女性に対しては、墮胎手術が行われ、夫婦になろうとする者に対しては、その条件として、断種手術が強制された。さらに、〔中略〕ハンセン病療養施設においては、患者だった人たちは、病気が治癒した後も、この施設に留まらざるを得なかった」（5）と、おおむね、療養所を極度の制限がくわえられた抑圧の場と示しているのである。これが著者の基本の療養所理解である。

療養所を、自由が奪われ、さまざまな禁止と強制がある場所としてあらわした著者は、「い

つたいなぜこのようなことが起こってしまったのか」を「ハンセン病問題にかかわる本質的な問題」としておいている(5)。そして、「この問題を考えることを通して、あらためて現在もなお絶えることのない差別をうみだす私たちの文化の在り様を問いなおし、これによって、人間存在についての根本的な理解を促す学びを、皆さんと分かち合おうとするものである」との姿勢をみせている<sup>6)</sup>。

さて、著者が「ハンセン病問題にかかわる本質的な問題」「人間存在についての根本的な理解を促す学び」(傍点は引用者による)というときの、「本質的な」「根本的な」との判定の確からしさは、だれが検証するのだろうか、これが的確な問いであることは十分に論証されたのだろうか。もちろん、かつて哲学を専攻していたという大学教員が観念においてどういった課題設定をおこなおうと自由ではある。だが、「ハンセン病問題にかかわる本質的な問題」を、自由が奪われ、さまざまな禁止と強制がある場所と療養所になったことについての問いとすることがもっとも適切かどうかは、きちんと検証されなくてはならない、とおもう。

著者は本書「はじめに」で前著にふれている。前著「序章 星塚敬愛園が問いかけるもの」の最初の見出しが「患者の追放—安村利助放置事件」だった。敬愛園にいた療養者の安村が放置された場所が、「敬愛園から六〇kmほど北にある都城市(宮崎県)を流れる大淀川の河畔であった」(6)という。前著では「星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)は、宮崎県都城市の南五十キロ強のところにある」(11)となっていた。「六〇kmほど北」と「南五十キロ強」は、視点のおき方の違いはともかくも、ほぼおなじ距離といえるか。

ではつぎはどうか。その安村は、当時の療養所でおこなわれていた断種手術について、「それはあくまでも当人の自発的な申し出によらなければならないことになっているはずだ」と主張したという(7)。それが前著では、「断種手術はあくまでも本人の承諾によって実施されることになっているはずであると主張し」(13)となっていた。確かに前著では、この

---

<sup>6)</sup> 著者がいう「分かち合」については、前掲阿部「星塚敬愛園を生きた人々」は問えない」を参照。

断種手術をめぐる「自発的な申し出」が強制されたそれだったとの趣旨のことが論じられてはいた。だが、安村自身が主張した論点が、「あくまでも当人の自発的な申し出」だったのか「あくまでも本人の承諾」なのかは、どちらもおなじことなのだろうか。

自分の前著を訂正したりいい替えたりするのであれば、そう断ればよいだけのことだ。わたしには、著者が自著すらもきちんと読んだり参照したりできていないように見える。

つぎに進もう。その安村の「故郷」が「沖縄」だったため、敬愛園を「追放」されたあと「一九四一年八月、沖縄愛楽園に入園」したという。彼は愛楽園で「一九五七年一二月三〇日」に亡くなった。著者は――

本書は、『星ふるさとの乾坤一星塚敬愛園を生きた人々』の冒頭で取りあげた安村利助がその生涯を終えた地である沖縄愛楽園に舞台を移し、沖縄のハンセン病問題を考えようとするものである。沖縄のハンセン病患者はどう生きたのか、あるいは、どのような生き方を強いられたのか、そして、愛楽園の中で人々はどのように暮らしたのか。沖縄の事情を個別に取り上げながら、その個別、特殊な認識から、私たち今を生きる人間すべてにとって学ぶべき普遍的な認識を描きだしたい。

との身構えを示した(8)。

ここでもう述べてしまうと、「個別、特殊な認識」から「普遍的な認識」へ、という著者の姿勢は、前者と後者とをきちんとつなぐことなく、後者への着目にとどまっているとみえる。著者はまた、「本書は、この具体的、個別的(=特殊)なものから出発して――愛楽園での人々の生と死を知ることを通して――、人間共通の問題、今の私たちが克服すべき普遍的課題を見ようとするものである」(8)とも記し、「この具体的、個別的(=特殊)なもの」とは、「差別一般ではない。あの差別、この人が受けたこの差別」(8)を指しているようなのだ。療養所での、あるいはハンセン病をめぐるあれこれの「差別」が示され、そのうえで、「人間共通の問題、今の私たちが克服すべき普遍的課題」を「見よう」としているようなのだが、わたしには、まず、著者が気にしている、著者が主張したい「人間共通の問題、今の私たちが克服すべき普遍的課題」があり、それとの関連で、療養所での、あ

るいはハンセン病をめぐるあれこれの「差別」を本書にならべてみせられたにすぎないとうかがえてしまうのである。

また、「差別一般ではない。あの差別、この人が受けたこの差別」とは、「沖縄のハンセン病患者はどう生きたのか」との視点から探られたなにかなのではなく、「どのような生き方を強いられたのか」とみるところにあらわれる「差別」であり、また、「愛楽園の中で人々はどのように暮らしたのか」ではなく、「愛楽園の中で人々はどのように暮らす」ことを強制されたのかとみるところにあらわれる「差別」であるように、わたしにはみえる。

わたしがみたところ前著は、そこでの記述を点検するときの論点が「星塚敬愛園を生きた人々」（副題）をあらわしたか、説いたか、論じたかにあった。それと同様に、本書もまた「沖縄愛楽園に生きる」（副題）ということを書きどう問うているかが点検すべきところとなり、これまた前著同様に、この著述ではそれを果たしていないと述べるのが、わたしの読書感想文の中身となると、あらかじめここに断っておこう。

なお、著者は「はじめに」の最後に後注をおき、前著では「実名で登場していただいた方々と仮名の方々が混在するが、本書でもそれに倣った」、その理由は「平良克己のモデルとなった人物の振る舞いと生き様を本人に寄り添って描きながら、それでいて本人に関する人々のプライバシーに触らないためには、そのようにすることがよい方法だと考えたからである」（9）と記している。

「プライバシーに触らない」は送りがなからして「さわらない」となるのだろう。『広辞苑』によるとその意味は、「手で触れる」「かかわる」「感情を害する」などである。「障る」と同源ともあるので、それをみると、「障害となる」「さしつかえる」「体の害になる」とあるそのなかからは、「さしつかえる」があてはまるか。だがこれは、本来は、プライバシーをおかさなないためには、ではないのか？。

それよりも、ここにいう「モデル」が気になる。実名か仮名かということと、本人かモデルかはまるで違う区分ではないのか。本書でとりあげているいわば聞きとりは、これは「本人」が語ったそれを指しているのではなく、聞きとりを元にして作りあげられたな

にかで、それを「モデル」と著者が呼んだのだろうか。

本書にはよくわからないところが、じつに多い。

いちおう、本書の構成を示そう——「第一章 療養所に生きる—ある人生」「第二章 歴史をさかのぼる—病む人たちのくらし」「第三章 愛楽園のほうへ—青木恵哉のはたらき」「第四章 魂たちの系譜—動き始めた園」「第五章 人は生きなければならない—園に生きる」「あとがき」。

第1章は、「第一節 発病と入園」「第二節 療養所の生活」「第三節 喜びも悲しみも」に分かれる。第1章でなにを論じるか、そのなかの第1節ではそれをどのように分けて記述するのか、そうした説明がまったくないままに、第1章第1節第1項が「発病」と題されて、「安村利助の話をしてくれた平良克己は、妻の恵子と愛楽園で暮らしてきた」の1文で始まる。この項には、通常の学術書の決まりごとでいえば、引用をあらわす「」でくくった記述があるものの、「「克己、お前、手を握ってごらん。」言われるままに手を握った」(16)との、克己の母親が発したと記されたと推察できるその言葉は、わたしには、これは著者の創作だとおもえてしまう。いつ、どういったようすで、平良克己から著者が聞きとりをしたのか、その説明はない。「尋常小学校四年生の時に、病気の兆候が表れる」(16)という過去の出来事を、平良から著者が聞いたとき、彼が何歳だったのかも読者はわからない。いま五十歳代なかばとなったわたしには、十歳前後のころに母が「……てごらん」とわたしに話しかけたという記憶がない。わたしの家庭環境からして、そうしたときの母の言葉は、てえにぎって、とか、てにぎってみて、とか、てっにぎってみ、とかそうしたところだったのではないかとおもう。

また、この項の記述には、たとえば、診察をうけたあとの家路につく母親の心情を推察して、「感じられたらどうか」「短く感じられたとすれば」などの表現がつづいたのちに、「母は家に着いてからも、ずっと沈黙を守っていた」と、これは断定したのであろう記し方となっている。推察をかさねたうえでの断定に、どれほど確からしさがあるか、わたしはそれを疑う。

本書はこのように、どこまでが聞きとりそのもので、どこがそれをふまえた記述で、どこからが著者の推察となるのかが、よくわからない記し方になっている。もちろん、これが悪いというのではない。たとえば、石牟礼道子の『苦海浄土一わが水俣病』（1969年）は「聞き書なぞではないし、ルポルタージュですらない」といわれていた<sup>7)</sup>。本書を理解しようとするために『苦海浄土』を引きあいにしてはとてもうしわけないのだが、ある対象を表現するときにどういうスタイルをとってもかまわないとはおもう。ただ、さきにふれたとおり、前著での著者による「言葉」をめぐるご託宣をふまえれば、ことはそうかんたんではないはずだ。本書の記述はなになのだろうか？。

そう考えたとき、さきにみた「モデル」の語が参考になるかもしれないし、あらためて「あとがき」をみると、著者の意図がうっすらとわかりそうな気がしてきた。著者は「あとがき」を、「人が言葉を語るのは、言葉に託した意味を他人へ送り届けるためだ。それならば、書物を書くことも、書き手が伝えたいと思っていることを言葉にして、読者に差し出すことだ」と記し始めていた（398）。まあ、著者の意気込みはわかるのだが、では、当事者が語るその「言葉」をきちんと引用できない著者のふるまい、あるいは能力は詰られても仕方ないとおもう。つづけてみると、「書かれたことには、書き手の人生の真実が込められ、読み手は、それを掬い取る。そして、その意味を共に生きる。読書とは、そのような仕方で人と人が会うことであり、読書によって過ごされる時間とは、書き手と読み手が人生を共にすることだ」とまでいうのだから（398）、なおのことそうだ。

ここで「人生の真実」などと掲げられると、どうにも大仰だと嘆息するか、なんと立派なと感嘆するしかないが、それは「ありふれた日常のこと」だと、前著ではいいかえられていたから、それだけのことだった。もっとも「ありふれた日常のこと」を的確にとらえようと、ひとは努力しているともいえるわけだが。

しかし、「読書」とはこれほどに苛酷な作業なのか。わたしは本書を読んでも、著者と「人

---

<sup>7)</sup> 渡辺京二「石牟礼道子の世界」（石牟礼道子『新装版 苦海浄土一わが水俣病』講談社、2004年、所収）を参照。

生を共にする」など爪の垢ほども感じられなかった（喩えがおかしいか?）。では、著者はたとえばさきにあげた4冊を読む時間を「書き手と読み手が人生を共にすることだ」というほどの覚悟で読んだすえに、あのていどの転記しかできなかったのか。不遜にすぎると、わたしはおもう。

ただ、なんとなくわかったことが1つある。それは、著者には強烈に「伝えたいと思っていること」がある、と。それが記されたものが本書で、そこには「書き手の人生の真実が込められ」ている。「読み手は、それを掬い取」らなくてはならない——「読書とは、そのような仕方で人と人が出会うこと」なのだ、「読み手」は「書き手」と「人生を共に」しなくてはならない、と著者は読者に命じているのである。そして当然のこと、その前提として、著者は「読み手」として、本書を書くために読んだり聞いたりしたそれらをとおし、「書き手」（語り手）と「人生を共に」したと確信しているのだ。そうしたあれやこれや——「人生の真実」が本書にはつまっていて、それを読者に「伝えたい」と強くつよく考えているのだ。

本書で著者のいう「人生の真実」をめぐって、彼はこう記した——

さて、この「人生の真実」について。書物のなかには、とてつもないおもしろさで他人の心をひきつけずにはおかないものがある。ドフトエフスキーの作品などは、その代表的なものだろう。

ということだ(398)。「そこで、このおもしろさの理由を考える」というが、それは読まずに飛ばそう（よくわからないから）。云々云々しながらも「書物の魅力とは、その力とは、何だろう、と問われると、そこには人間が避けて通ることのできない真実が語られていることにある、と答えることができるのではないか」となんともまだるっこしい記述にいたる。なんと、ドフトエフスキーの作品云々の2段落15行分はまるで不要だったかのように、冒頭の第1段落の記述にもどってしまった。つぎに進もう。すると——

もちろん小説はフィクションだ。創作、つまりはつくりもの。でも、それは、人生の真実を語るために設えられた状況である。そこで語られようとしているのは、真実。真実

を語るためには、お膳立てが必要なのだ。人は、読書によって、このうえない真実を得る。〔傍点は原文〕

——なるほど、本書の記述は相変わらずよくわからないとわかる。どうも、フィクション、創作、つくりものであっても、「人生の真実を語るために設えられた状況」であれば、それもよしとっているのか。それにしても「状況」とはなにか？。「そこで語られようとしているのは、真実」とは、さきのいいかえにすぎず、そのつぎの「真実を語るためには、お膳立てが必要なのだ」が、これまたわからない。「お膳立て」とはなにか？。「創作」、「フィクション」、「小説」という形式をいっているのか。

ところで、「設えられた」はどう音読すればよいか？——しつら・えられた、か。

著者はドフトエフスキーの顰にならって（というほどのことではないかもしれないが）、「創作」という「状況」を使って「人生の真実」を語ろうとしているように見える。すると厳密な史料の引用は不要となる。ただ依然として「お膳立て」がわからない。ともかくも著者は、「創作」＝「つくりもの」＝「フィクション」を排除してはいないようだ。すると、仮名をあたえた登場人物には実在した「モデル」がいるとはいっても、そのままではなとなりそう。わからないところはそのままとして、また本文へともどるとしよう。

もう1つ——「人生の真実」とはなにか、わたしにはわからなかった。そうした大命題を考察する能力が、わたしにはない、とみずから告白したのではない（それでもよいが）。本書を読んでもそれがわからなかったというだけのこと。

著者は第1章第1節で、「差別は差別を生む。差別の重層化」(20)と指摘した事態にふれる。「言葉が不自由だった」少年が、「はっきりとしたハンセン病の兆候を示す人」の「誰の目にもはっきりとわか」る「手の指が不自由」であるようすを、自分の「手の指を曲げてみせることによって」「嘲笑」い、「差別者としてふるまった」というのだ(18-20)。ただ、著者は「私は、ここではそのこと〔差別の重層化〕について語ることをしない。ただ、少年のころは悲しい。言葉が不自由であることから、日ごろ差別を受けていたであろう少年が、ハンセン病者を差別する。その少年のころは悲しい。その悲しさを、ここで、

共有しておこう」と著者は記した(20)。

「その少年のころは悲しい」とは、これを英訳するときに困るだろう(彼は恥ずかしいひとだ、というのとおなじ)。その少年のころは悲しみでいっぱいになった、ではないはずだ。その少年は悲しんだ、でもない、その少年は悲しむべきころをもっていた、でもない。これは、あえて和訳をすれば、その少年のころをわたしは悲しむ、あるいは、その少年のころがわたしには悲しく感じる、となるはずだ。これはただ、著者が悲しんでいるのであって、「共有」ということとはまるで違うと、はっきりと述べておこう。どうも、著者には前著以来、だれかとともに、ある、もつ、する、ことを切望する、それができると確信する癖があるようだ。くりかえせば、ここで著者は、ハンセン病患者を嘲笑した(とみえた?、と聞いた?、まさか、と創作した)手の不自由な少年のころを、著者自身が悲しんだ、といているはずなのである。

著者はまた、「」でくくった当事者の談話とみえる文章を記して、それについて「園〔療養所〕に入ること、それは地域社会の差別からの解放であった」(32)との理解を示した。また、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟原告勝訴のときよりも「初めて園に来た時のこと、園に来て救われたという気持ちが、ずっと、ずっと強く心に残ってる」(33)との当事者によるとみせる言をうけて著者は、「療養所の存在には、ハンセン病を病んだ人たちを救った面がある」(40)と指摘する。

だがそのあとにすぐつづけて――

しかし、だからと言って、療養所にもよいところがあったのだ、物事には正と負の両面があり、強制的な隔離という負の面だけから、ハンセン病問題を考えるべきではない、などということをおは言おうとしているのではない。人々の安心感を醸し出してくれたものとして療養施設があったとすれば、その感情をもたらすことになった背後にある世間の差別の激しさを改めて認識しておかなければならない。重ねられた差別ゆえに、人々は、ここにいる限り差別されなくて済むという安心の感情を抱くことができたのだから。と(40)、著者は、療養所に入らざるを得ないほどに病者を圧迫した「地域社会のすさまじ

い差別」(36)を指摘している。

第1章第1節の論点は、「差別の重層性」、「世間の差別の激しさ」、「地域社会のすさまじい差別」となる(もっともその「学び」は、第2章、第3章に記されるというのだが)。

さて、著者は、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟にかかわって「らい予防法」にふれ、ついで同法についてつぎのとおり記していた(33)。

「らい予防法」は、一九九六年に廃止される。患者の隔離を定めた法の内容が、戦後、ハンセン病が有効な薬剤の使用によって治る病気となり、かつてハンセン病を発症していた人たちのすべてが無菌状態となり、「隔離」が実態に合わなくなったからだ。しかし、その法の下に、隔離されることによって社会生活を奪われた人たち、家族(子ども)をもつことを禁じられた人たちにとって、法の廃止はいささかも生活を変えるものではなかった。

——1996年の予防法廃止を、たんに「法の内容」と「実態」とがあわなくなったからと説くことに、わたしは違和を感じる。また、「すべてが無菌状態となり」と「いささかも生活を変えるものではなかった」(下線は引用者)というとき、下線部の表現は適切か。戦後という区切りから始まるさきの1文で、治療薬によりハンセン病が治る病となったとはいふのか、「かつてハンセン病を発症していた人たち」とはどこに暮らしていたものたちなのか、発症者の「すべてが無菌状態」となったとはいふのか、では、特効薬がなくハンセン病が不治の病だったとき、ひとりでも癩菌の有菌者がいたとき、予防法が有効だったとか必要だったとか、著者はいうのだろうか。

第1章第2節の題目は、「療養所の生活」(42)。そう題したからといって、この節で「療養所の生活」の全般をとりあげているわけではない。第2節の項題をあげると、「青年の家族」「賭博の思い出」「園長の厚情」「宮島栄一の後日談」「戦禍を経て」となる。本文は、「再び、克己」と始まるも、ここでは彼を軸とした周囲の療養者について記されてゆく。

家族のひとりが発症し、そして隔離され、「一緒に暮らすことがなくなると、子どもはそれまでのことを忘れてしまう。〔中略〕記憶が消えていった」(45)、「隔離とは、このよう

な仕方、人と人との関係を断ち切ってゆくものであった、ということだ。本来、信頼のきずなで結ばれている家族にして、このようなことを受け入れざるを得ない状況が、社会の中につくられていった。このことに、私たちは注意を払っておかなければならない」(45-46)と命じられている。

さて、家族に、「本来」のかたちがあるのだろうか？。それは、いつの、どこ、どういった人びとの家族にあったのだろうか<sup>8)</sup>。また、家族のなかでいなくなったものがあるとき、そのひとを忘れる、そのひとの記憶が消えるということは、去るものは日に疎し、の成句があるとおりに、それこそ古来、おおよそどの家族にもあったようすではないか。ハンセン病をめぐる隔離で、よりいっそう重要な事態は、家族によって隔離が実行されたことではないか。親が子を、子が親を隔離した例がどれほどあったことか。わたしはそれをとおして差別の重層性などということはいいたてたいのではない。そうではなく、家族のことを慮るがゆえに、親が子を隔離したり、みずからを隔離の場におもむかせたりする、そうした絆のありようにこそ注目すべきだと、わたしは考える。ひとは、絆にほだされるのである<sup>9)</sup>。

療養所内の賭博については、まず、「人には熱中できるものが必要だ」(46)と説く。そこには後注がついて、パスカルが参照されている。先哲によらずとも、それくらいのことにはだれでもいえるとおもうが。それはともかくも、つづけて、「どうしても自分の人生をかけるものが必要だった」(53)と1ページ分の紙数をたっぷり使って説かれている。ほかの表現、記述をとりあげると――

「生きがいなかった。自分たちには明日がない。」／その思いから逃れることができなかった。園の中にいる限り、世間の差別から免れることができていた。その安心感は、先に見たとおりだ。でもそれだけでは、充たされないのが人間だ。自分は何のために生

<sup>8)</sup> 前著にもこうした著者の家族観があらわれていた（「母の愛情を深く心に刻む。家族の原点を絵に描いたような情景だ」156）。

<sup>9)</sup> 阿部安成「きずなに絆される―震災とひとのつながりへのヒストリカル・スタディーズにむけて」（森村敏己ほか編『集いのかたち―歴史における人間関係』柏書房、2004年）で、ハンセン病ではなく震災にそくして絆について論点を示した。

きるのか、自分の可能性を精一杯表現したい、それは人間が人間であることのひとつの特徴である。[53]

といったことを記すにあたって、『パンセ』を参照させたり 16 行分もの文字を読ませたりする理由が、わたしにはわからない。だって、あたりまえにすぎるから。いいや、もしかすると著者は、そうしたあたりまえのようすが療養所内にはなかったと強く読者にうたっているのかもしれない。似た記述はこれまでもあった（「はじめに」5）。療養所内ではさまざまな、いくつもの自由が奪われていたと声高に糾弾すること、療養所内でも、ひとは生きがいをもとめたと感嘆すること、これはどちらも、著者の先入観や固定した見解のあらわれとみえる。いいかえると、著者は、療養所は不自由でなくてはならない、療養所に自由があってはならない、療養者に生きがいなどあるはずがない、あってはならない、といわば、療養所や療養者をみる目がすでに固まっている、そのようすのあらわれといえるのである。

著者は前著で、「作業に応じることが求められるだけで、工夫を伴う努力は求められなかった」(69) だの、「強制的な収容を受けた人たちは、ささいではあるがかけがえのない人生のひとつひとつを奪われることによって、喜びや感動という大切なことから最も遠いところに置かれてしまった」(107) だのと療養所を強制と抑圧の場ととらえることによって、そこに生きる療養者を、もとめられなかったから「工夫を伴う努力」をしようもない、「喜びや感動」とは縁遠いものとして描いてしまった。それからすれば、本書では、「自分の可能性を精一杯表現したい」との意思をもつものとして療養者をみているのだから、認識における格段の進歩を認められるかもしれない。だがそれは違う。どちらも頑なに固定された療養者観があるという点では、おなじだったのだ。

著者は、賭博に興じたもののその後をだらだらと記す。そして、「なぜ、私は、このようなことを書くのか」(56) と自問したうえで、「それは、人はこのように生きてきたということ、読者の皆さんと分かちあいたいからだ」と答える (56-57)。ただ伝えたい、たんに報せようとしているだけ、というのではない、「分かちあいたいからだ」という。つづけ

て――

人は自分を表現したい。語りあい、行動をともにする。時には、沈黙を守ることもある。

しかし、沈黙とは対話の不在ではない。黙ったままともにたたずむ者たちの間で、情念が交わされることがある。お互いを思う気持ちが伝わることがある。人間とは、それほどまでに対話的な生物なのだ。

とある。ここにあげた7つの文でいっていることは、そのかぎりでは、そうなのだろう。だが、それと、療養者の生を讀者と「分かちあいたい」ということとがどうつながるのかが、わたしには、まったく、わからなかった。どうもさきの7つの文は、そのつぎの段落の内容とつながっているのかもしれない。

宮島は、人一倍そのような気持ちが強かったし、その気持ちを実行するだけの技量があった。人は、できないことは、したくてもしない。あたりまえだ。できるからする。その技量に恵まれた宮島は、馬をつぶして他人にふるまった。賭博を主宰して、そこに集うみんなを興じさせた。

――できないことはしない、できることはする、という「あたりまえ」のことを記しているだけでなく、冒頭の「そのような」の語で前段落とのつながりをつけようとしているとみえたのだが、どうもそうではなかったのかもしれない。「そのような気持ち」「その気持ち」とはなにを指すか。「読者の皆さんと分かちあいたい」という気持ち？は著者のそれであって、療養者の気持ちではない。「お互いを思う気持ちが伝わることもある」というのだから、「伝わることもある」「お互いを思う気持ち」のことか。

これは悪文というよりも、認識が乱れているのか、考えにキーボードを打つ指が追いつかないのだろう。

『広辞苑』は「わかちあう」を「分け合う。一つのものを分割して取得または負担する」と説く。例文は「喜びを一・う」、いいかえると、ともによろこぶ、となるか。では、「人はこのように生きてきたということ、読者の皆さんと分かちあいたい」というとき、「生きてきたということ」をわけあうのか、それを「分割して取得または負担する」ことを目

指すのか、ともに生きていこう、とよびかけているのか。空虚な言葉だ。

粗雑な記述はまた、著者がこの世に戦争がたった1つしかなかったと認識していることをあらわしてもいる。「戦禍」「戦時中」「戦時下」「この戦争」というとき、それらはどの戦争をいっているのだろうか。いちいち名称をあげる必要はない、あの戦争に決まっている、というのであればそれもよい。いわゆる朝鮮戦争（1950年勃発、1953年休戦）も、いわゆるベトナム戦争（1960年～1975年）（戦争の時期はひとまず『広辞苑』による）も、沖縄にあるハンセン病をめぐる療養所とまったくなんの関係も少しもなかったというのであれば、それでよい。わたしも、こういう影響があったと、確信をもって書いているのではない。（なお、『広辞苑』では、「戦後」を「戦争の終わったあと。特に、第二次世界大戦の終わったあと」と説いている）<sup>10)</sup>。

その戦争のもとでの療養所のようなすが、第1章第2節の「五 戦禍を経て」に記される。が、療養者が壕掘り作業をしなくてはならなかった、作業をさせられた、だが、それは戦時下とはいえ必要だったか、という「一筋縄ではいかないこの問題は、本書、第四章、「第四節 戦時下の愛楽園」で、考えてみよう」（59）とべつな箇所が示される。だったら、この第5項は第1章に不必要ではないのか。しかも指示されたこのあとの記述は、第4章第5節が正しい。自著の節番号も間違ふこのひどさ。

どうにもひどいこの項を読んでも、療養所での戦禍がどうだったのか判然としない。「園の人たちは戦禍を生きた。第四章の第四節〔またも第5節が正しい!!!〕で述べるが、たくさんの人が亡くなった。死因は病死」（59）、「アメリカ軍の攻撃によって亡くなった者のみが、戦死者ではない」（61）、「アメリカ軍との戦闘やアメリカ軍の爆撃を直接の原因として亡くなったわけではないことから、〔平和の礎に〕名前が刻まれてこなかった」（61）と記され

---

<sup>10)</sup> 本稿では言葉の意味についてしばしば『広辞苑』を参照している。言葉がどのように流通しているかのおおよそをつかむための1つの参考書として『広辞苑』を使用しているのであって、それを誤謬のない聖典としてあつかっているのではない。「戦後」というとき「特に第二次世界大戦」後という認識の「特異性」を目取真俊が指摘している（『沖縄「戦後」ゼロ年』日本放送出版協会、2005年）。わたしはそれを知ってから、「第二次世界大戦の終わったあと」の意味でただ「戦後」とはいえなくなった。

ののだが、では、この療養所では米軍の爆撃による死者はいなかったのか。それは第4章第4節、いや第5節を読まなくてはわからないのか。

なお、ここで示しておく、1945年とおもわれる「三月一日には「空襲ニヨル爆死」としてZ氏の氏名がある。愛楽園での唯一の被弾による死者である」と記す先行研究がある<sup>11)</sup>。それは本書では、参照した文献としてはあがっていなかった。

この項にはまた、「もっと生きたかっただろうに」「思いをはせたい」「そう思うと寂しい」「もっと生きたかっただろう人々のことを思うと、寂しさと悔しさの感情が混在した仕方で心を占める」(60、61、62)といった心情が縷々綴られている。だがそれがだれの思いなのか、よくわからない。どれも著者の思いだとしたら、まさに死者たちとその思いを「分かちあ」った最高潮の場面なのだろう。死者の思いを生者がどう「分かちあ」おうが勝手だが、かつての生者はその死にさいして、怒りや憎しみ、憎悪、憤激、激怒、憤怒、殺意、を抱けなかったのか。わたしはそれをどうこういえない。だから、死者と思いを「分かちあ」えたなどとは、わたしは、書かない。

この項の本文末尾に、「園の中で亡くなっていった病友たち、彼らの名前は慰霊碑に刻まれてはいなかったが、その日、克己は、彼らの名前を自分の胸に刻みこんだ」(61)という「その日」とはいつか、2ページまえ、28行まえにさかのぼってそれがわかった——「戦後、沖縄戦での戦没者慰霊祭に参加したとき」だった。悪文にすぎる。

第1章第3節は「喜びも悲しみも」と題された。前者は第1項「結婚」をめぐる感情なのだろう。ただ、「照れくささもあつてのことか、克己はその〔のちに妻になるひととの「出会」いの〕うれしさをあまり語ろうとはしない。でも、きつとうれしくてたまらなかったはずだ」(63)と、聞きとり相手の思いを推しはかる。著者にとってはお手のものだ。当時は新婚とはいえ、療養所ではふたりだけの部屋で過ごせはしなかった。複数の夫婦が1つ

---

11) 吉川由紀「ハンセン病患者の沖縄戦」(下)(『季刊戦争責任研究』第41号、2003年)。典拠は「沖縄愛楽園自治会資料室」にある「昭和一九年六月 昭和二二年八月 翼賛会日誌 国頭愛楽園翼賛会人事部」で、「翼賛会」とは、愛楽園開園後初めて組織された自治会の名称」とのこと(同前(上)同誌第40号、2003年)。

部屋で暮らすこととなる。これを著者は前著で、「人間扱いされなかった」(161)、「残酷な仕打ち」(164)と憤慨していた。だが、克己と恵子の夫婦からは、「それを非難する言葉は聞こえてこない」(64)という。それをまた著者は、「多分、恵子のおおらかな人柄によるところかも知れない」と推しはかる——「お湯につかると、ほっとして気持ちが和らぐように、とげとげしくなった心を、<sup>〔ママ〕</sup>温かなもので包んでくれる。そして、かたく凝り固まった部分をそっと溶かしてくれる、そのような人格だ」(64)。柔軟仕上げ剤のテレビジョンコマーシャルで聞かされるような言葉でもある。「結婚前からそんなのだが、結婚後も克己のわがままなふるまいを、<sup>〔ママ〕</sup>あたたかな心で見守ってくれている」恵子の「おおらかな人柄」が、著者のところをも「<sup>〔ママ〕</sup>温かなもので包んでくれ」ているようで、ここでは、前著にあった「プライバシーのない生活」(172)への激憤がみえない。微笑ましいかぎりだ。恵子のように「おおらかな人柄」の療養者ばかりだったら、療養所は楽園となっていたはずだ、とまでは著者はいわないだろうが。

つぎの項は、「克己の<sup>いたずら</sup>悪戯」と題された(ルビは原文のまま)。5ページほどの本文に「悪戯」の語はない。それはどうも、「そういう恵子に助けてもらって、克己は結婚前から自分だけ遊びに出かけていたようだ。〔中略〕園の息苦しさから逃れようと、克己は、時に、外出した。〔中略〕名護市内にそばを食べに出かけた」(65)というそれを指しているらしいと読める。さて、ふたりの結婚は1948年のことというのだから、その前後のいわば蕎麦遠足を記しているわけだが、まだ名護に市制(1970年のこと)はしかれていなかっただろう。だから「名護市内」はおかしい。この著者には、ある名辞と時期が合致しない記し癖があるようだ。「歴史をさかのぼる」と題された第2章の第1節第4項で、いつの時期についての記述なのかが曖昧ながらも、「集落や自治体が手立てをとった場合もある」(87)と記してしまったり、20世紀前半の沖縄のようすを記すにあたって、「沖縄県議会」(112、116)としたりしているところが目につく(著者が引用した史料には「当時沖縄県会が」とある

のに)<sup>12)</sup>。まあ、ついうっかり、ということなのだろうが。

療養所から名護の市街まで、片道6時間以上、しかも1泊の野宿となるという。それを著者はまた推しはかる——

たかが「そば」一杯のために、と人は思うかもしれない。「そば」一杯のために、往復で十数時間歩いて、野宿をして、そんなにまでして「そば」を食べたかったのだろうか。

おそらく目的は「そば」ではなかったのではないか。「そば」ではなかったはずだが、そうしなければやっていけないような何かがあったのだ。では、克己が本当に欲しかったもの、あるいは、したかったことは、何だったのだろう。〔66-67〕

じかに相手に聞けばよいのに、そうはしなかったのだろう、著者お得意の推量が駆使される——

園の規則に縛られて生きる。らい菌の仕業による知覚の麻痺に起因する多少の後遺症があるとはいえ、その他はまったく健康な人間が自分の能力を発揮することなく、園の中でおとなしく生きることを強いられる。重病者の介護という仕事があるにしても、日常お決まりの仕事。来る日も来る日も、何も変わりなくやり過ごさなければならない。自分の工夫や創意が試されることもない。ただ黙って従うだけの生活。それは何とも窮屈なことだった。この息苦しさをなんとかしてやり過ごすための行動が、「外出」だった。自分で決めて、そうすること。これを人は自由と呼ぶ。この自由が欲しかったのだ。だから、それは「そば」である必要はなかったのだけれど、そうすることが手っ取り早かった。〔67〕

と記されたその一部でも、その何割かでも、あるいはそう記すにたるなにかしらを少しでも、克己は語ったのだろうか、克己が無類のそばっ食いだっただということはないのか、ほんとうに「そば」である必要はなかったのか、「そうすることが手っ取り早かった」とは克己に失礼ではないのか（おっと、これではわたしも克己の心情を忖度してしまったこと

---

<sup>12)</sup> お知らせ——『精選版日本国語大辞典』をひくと「県議会」には「県の議決機関。昭和二二年（一九四七）地方自治法の施行によって発足したもの」とあり、『広辞苑』には「旧称、県会」とある

となる)。療養所の外では「自由であるという意識にのぼらないくらい普通のことが、園で暮らす人たちには許されなかった」から、「名護にそばを食べに行く、こんな普通の、そして取るに足りない、その意味でつまらないことにこだわらなければならないほどに、園で暮らす人たちの心は抑え込まれていた」(68。傍点は原文)と著者は記した。「今なら、「抑圧された生活」などと表現されるどころか。克己の振る舞いは、そこから理解されなければならない」とも記す著者は、前著とかわらず、依然として療養所を強制と抑圧の場として描いていた、もっといえば、そう描かなくては気が済まないのだろう。「だから、「そば」である必要はなかった。それは何でもよかった」(69)とくりかえし記せるのである。

著者の記述の構図は明快、そして単純。療養所は強制と抑圧の場にほかならず、そのどあいの強烈さをあらわすために、その対極におかれた、そこで暮らす療養者の日々の1つずつが、「普通の」、「取るに足りない」、「つまらない」、「何でもよかった」こととたたげられてしまう。「克己の振る舞い」は、「抑圧された生活」からしか「理解されなければならない」というわけだ。わたしはこうした記述から、療養所をめぐるどんなことも著者と「分かちあう」ことはない。だって、著者そのひとが、療養所に生きる人びとを「自分の能力を発揮することなく」「自分の工夫や創意が試されることもない。ただ黙って従うだけの生活」に押し込めているのだから。

「廃墟の中から」と題された第3項では、米軍の空襲により「園全体が廃墟の様相を呈した」ので、「この廃墟の中から、園の人々はまず生き延びる努力をした」と示され、「苛酷な生活が続いたはずだが、克己の口からは、恨み辛みの言葉は聞かれない」と、その言葉が引用される――

元気だったから、結構、楽しくやった。お酒もね、飲酒は禁止だったけど、闇（ヤミ）で手に入れてね。戦争前なら監禁室行きだけど、そんなことをして、うまくやり過ぎたんだよ。〔70〕

この言葉に著者は、物資不足、空腹、自然壕暮らしなど、「生活が楽だったはずはない」のに、「この克己の明るさは、いったいどこから来るのだろう」と感嘆する。さきに引用した、

本書では「 」でくくられた 3 つの文からなる文章は、ただ話者の性格の「明るさ」をあらわす言葉としてしか読めないのだろうか。過去を懐かしむとき、それは甘美な味わいとなる、と過去を想起するときの 1 つのようすとこの文章をとらえてみせても、まるで的外れとはいえないだろう。

ただこの「明るさ」は、著書にとっては「明るさ」そのままではなかった——

人は<sup>マ マ</sup>つらいことを忘れる。そうすることによって、未来を生きる力を授かる。だから、過去の<sup>マ マ</sup>辛いことも、美しい話に変えて人生を肯定的にとらえる、それは人間の本能と言ってもよいようなもので、それが生きる力だ、と言えなくもない。しかし、事実を忘れ去り、美しいものとして記憶を改竄しなければならないとしたら、それは、それほどまでに苛酷な人生を強いられたからである。そう考えたとき、私たちには、その苛酷さ悲惨さを想像する力が求められる、ということになる。〔70-71〕

と解釈しなければならないというのだ。「明るさ」を装う「苛酷さ悲惨さ」を想像せよ、と著者はうたっている。やはり著者は、療養者の生に「苛酷さ悲惨さ」をみようとしているのである。療養者が「明る」くてはいけないのだろうか。療養所が「明る」く過ごせる場所であってはまずいのか。著者自身がまず示したとおり、彼ら彼女たちの「明るさ」を、他者がみつめてはならないのか。

「しかし、私はそれだけではないと思う」（71）と記述を転換させる。では、「明るさ」／「苛酷さ悲惨さ」に二分割されがちな議論を、少しでもさきに進めようとしているのかというところではなかった。話題をかえたのだ。ただし、「それだけ」がなにを指すか、「しかし」という接続詞が適切なのか、よくわからない記述がここにある。それをひとまずおこななくては、さきには進めない。

著者は、「園は廃墟になった。それは、これまでの秩序が壊れたということでもある」（71）という。ここに項の表題が生きてくる。記述を読み進めよう（71）——

園の秩序、ハンセン病者が従わなければならない秩序、〔園が廃墟となったことは〕その崩壊を意味する。秩序のもとでは、ルール違反は監禁室。でも、今は少し事情が違う。

なるほど、食事にも住まいにも事欠く。確かに、不自由だ。そこでは、自分たちが何かをしなければならない、そうしないと生きてゆけない、という切迫した意識にかられる。何かをしなければならないという意識は、生きるための工夫をするように人々を促す。工夫とは、思索を巡らし、少しでも良い方に向かって、努力を重ねることである。もちろん、そこには苦勞が伴う。しかしまた、前向きな姿勢を呼び起こす。

と著者は思弁をめぐらす。これはおかしな考察、記述だとおもう。すでに本稿でもふれたとおり、著者は前著では療養者がくふうのしようがない場所として療養所を描いていた。「食事にも住まいにも事欠く。確かに、不自由だ」というようすは、戦中、戦前を問わずにかわりがなかつただろう。「自分たちが何かをしなければならない、そうしないと生きてゆけない、という切迫した意識にかられる」事態は、これまた戦中、戦前を問わずにかわりがなかつたはずだ。では違いはなにか？。戦禍により、「園の秩序」が「崩壊」した、「これまでの秩序が壊れた」、「園は廢墟になった」、ということか。空襲爆撃により「園は廢墟」になったことと、「園の秩序」が「崩壊」したことは同義なのか、現象として一致するのか、それはなにを根拠として指摘できるのか、いずれも本書では議論されていない、記されていない。このあたりの記述はやはり依然として、「あつたはずだ」「なかつたか」(71)と推測の積みかさねでしかない。すでに著者が記しているとおり、「戦時中、園長が塩沼英之助から早田皓（在任期間、一九四四年三月～一九四六年九月）に代わつた」(58)のだから、空襲によって園を統轄、統治、管理するその長が亡くなつたり転地したりしていなくなつたわけではない。

だれがどういう空想を頭のなかに描こうとかまわないが、研究者であれば、いいや研究者であるとの自覚はひとによって異なるかもしれないから、大学教員であるというのであれば、園が廢墟になったこととそこにあつた秩序が崩壊したことをつなごうとするとき、なにかしらの論拠を必要とすると気づくはずではないか。わたしならば、なるべく当事者の言葉にそれを探る。もとよりだれもおもうように自分のこころのありようを言葉に移して残せたわけではないから、それは切れぎれの断片でしかない怖れもある。そうしたよ

うすに注意をしたうえで、できるかぎりなにかしらの痕跡をとらえて、園が廃墟となり秩序が崩壊したと論じるように、わたしならば努める。それを著者はしていない。なぜ大学教員であるならば、こうした努力をしなければならないのか——それは単純に、教える立場にあるから、だ。講義をもたずに教えることがない教員もいる、といわれると困ってしまうが。

なるほど、廃墟の園を目の前にして、自分を見失って呆然と立ちすくんだこともあったはずだ。でも、何かをしなければならぬし、とにもかくにも何かをした。何かをすれば、次に何をしたらよいのかということが見えてくる。それを推し進めるためにはどのようにすればよいのか、また考える。考える自由、工夫する自由、努力する自由。そこに芽生えたのは、私は何かができるという自由の意識である。そうしてみると、自由であることの大切さがわかる。今、自分たちで何かをつくってゆける。この意識が、克己をはじめ、園の人々を勇気づけたのではなかったか。〔71。下線は引用者〕

とは著者の記述。著者は正直でもある。下線部にみえたとおり、これまた推察のくりかえしでしかないことを、きちんと明示していたのだから。そのうえで問おう、「戦禍を経て」（第1章第2節第5項表題）「廃墟の中から」（第1章第3節第3項表題）でなければ、療養所に生きる療養者は、「自由であることの大切さがわか」らなかつたのか、「今、自分たちで何かをつくってゆける」との意識をもてなかつたのか。それは、違う。

つぎの「自分を表現すること」と題された項でも、「したことだろう」「と思ったのだろう」「のではなかったか」「きっとそう思ったはずだ」「したかもしれない」の記述がたくさんある。そうした曖昧な表現がつかない、「まずは、予想もしなかつた松田医師の言葉に〔克己は〕驚いた」（73）という記述であっても、克己が、自分で、そのときは「驚いた」と語ったわけではないと、心根の卑しいわたしは邪推をしてしまう。

この項の最後はつぎのとおり——

語られること、それを聴くこと。語る人、それを聴く人。書かれること、それを読むこと。書く人、それを読む人。書物とは、両者の仲立ちをするものである。この書をとお

して、読者が愛楽園を生きた人々との出会いを果たすことができるとするならば、筆者としてはこの上のない幸せである。〔73-74〕

とまずある。もったいぶった記しぶりが気持ち悪い。「この書」とは本書（「筆者」の自著）なのだろうか。きちんとした引用がおこなえない本書に、そうした機能はない、とわたしはおもう。自画自賛、お手盛りにすぎる。本書で参照、引用された（はずの）原典を読んだほうがずっとよい。そう、『阿檀の園の秘話』『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』『沖縄救癩史』を読むことを、わたしは勧める。そして可能であれば、沖縄愛楽園へ行って、じかに在園者の話をきいたほうがよい。「書物とは、両者の仲立ちをするものである」といえるかもしれないが、本書を読んでいるいま、きちんとした書物とは……、と追記されなければならないと、わたしは感じた。もちろん、さきあげた3点の書物を読むにさいしても、それらの読み方のくふうが必要ではある。

この項の最終段落、それは第1章「療養所に生きる」の掉尾でもある（74）。

愛楽園を人はどのように生きたのか。そこに何があったのか。その語りを聴きつつ、人は何によって生きるのか、この学びを行うために本書は編まれている。

そうか、「学びを行うため」だから、まだ学んでいる途中、学び終わっていなかったということか。本書は、中途の、未成熟な、未完成品だった。もしも、読者が「学びを行うために」という意図があったとしたら、どうしよう。

第1章末尾で、さきあげた「学びのために、次章〔第2章〕では、歴史を遡<sup>マ</sup>って考える。療養所という存在が、なぜ必要とされたのか、されねばならなかったのか。第二章と第三章の課題である」と示された第2章を読もう。その章題は「歴史をさ<sup>マ</sup>かのぼ<sup>マ</sup>る一病むひとのくらし」で、3つの節、「偏見による患者の排除」「正しい認識とその落とし穴」「不寛容のころ」がある。

第2章第1節第1項の題目は「「業病」、「天刑病」」で、こうした「表現」にあらわれているとおり、ハンセン病患者への「偏見が人々の住む社会の中に定着する。そして、そのような〔先祖の〕「悪行」にもとづく病を患う者は、普通の——つまりは善良な——人たちと

共に暮らすことは望ましくない、あるいは、家を出てゆかねばならないとしても、それはやむを得ないことである、とされた」(78) ので、ハンセン病者は「家を出て放浪する」か、「同じ病を病む者同士身を寄せ合い小さな集落をつくって住むか」しかなかったという(76)。

そうした環境で、博打が横行する。だがそれは、「人々は、苦しみを忘れるために、ひと時の感情の高まりを求めて——それが生きることを支える感情になることもある——賭け事に熱中したのではなかったか」と説き（ここには後注がついて、文献を参照したことが示されている。しかし後注での引用には例によって意図した書き換えか不注意による転記の誤りかなどがある）、「ハンセン病患者の置かれた境遇は、希望のないものだった。どうして、彼らはそのような状況に置かれたのか。このことを理解するために、そもそも、ハンセン病を病む人たちは、なぜ放浪することになったのかを考えてゆくことから始めよう」(76-77) となる。

つぎの段落が、「それは、ハンセン病に伴われた人々の偏見に起因する」と始まる。「伴われた」の使い方に疑問が残るが、それをおいて、まず、ハンセン病者は「放浪する」だけでなく、「小さな集落をつくって住む」ものもいたと 11 行まえに記されていたのだが、そのことはどうなったのだろうか。それをおくとして、人びとの「偏見」ゆえにハンセン病者は「放浪」することとなった、「後遺症」により「「異形の病者」のイメージが人々を強く印象づけ、その結果、人々はハンセン病患者から距離を置くようになる」(77)、そして、さきに見たとおり、その「偏見」ゆえに排除がおこなわれたとこの項では説かれていることとなる。発病、後遺症、異形、偏見、放浪、集住、これらが考察の鍵となる語であるはずだ。

さて、「ハンセン病患者の置かれた境遇は、希望のないものだった」(76) のか、第三者がそういい切れる根拠はなにか、第三者がそう断定することで、ハンセン病者をどうかたちづくることとなるのか。

本節「二 罪を消すための儀礼」では、わたしなら習俗とかフォークロアとかの語を用い

てあらず、沖縄におけるハンセン病をめぐる様相が示されている。そのために参照された1冊に、「青木恵哉の『選ばれた島』渡辺信夫編、新教出版社、一九七三年」(84)がある、という。1年くらいはまあいいか、とあまり気にするようなことではないのだろうか、同書の発行年は、1972年、だ。同書についてはまた、「青木恵哉の『選ばれた島』には、渡辺信夫の編集によらないオリジナル版(一九五八年)があるが、読者の便宜を考えて、本書では手に入りやすい渡辺信夫の編集によるものを使用した。なお、二〇一四年には、佐久川正美編集の新しい版(いのちのことば社)も出版された。合わせて参照していただきたい」との断りと情報の提供がある。本書著者によって勧められた「新しい版」の編者の名は、佐久川まさみ。まあ、<sup>かな</sup>仮名か漢字か、表記はどうでもよいのか??。

ここで『選ばれた島』にふれておこう。2014年2月にいのちのことば社から刊行された『選ばれた島』は、編者がいると明記されているところからうかがえたとおり、これは、1972年復刊版のそのままではなく、編者による編集がおこなわれた版となっている。2014年には6月にはまた、『選ばれた島』の初版と復刊版の両著を1つにまとめたリプリント版が刊行されている(監修は阿部と石居人也で、両者による解説も収載!。近現代資料刊行会発行)。本書の発行は2015年9月だから、本書の原稿脱稿までに、あるいは校正のさなかにリプリント版の発行を知っていてもよさそうなのだが、それにはまったくふれていない。リプリント版は本体価格2500円!!、いのちのことば社版は同3000円、買うならだんぜん前者だとおもうのだが、それには一瞥もしていない。

また、リプリント版の「解説」にも記されているとおり、『選ばれた島』の初版と復刊版とのあいだには、たんなる「復刊」にとどまらないおおきな違いがあるのだが、それをどうも本書著者は知らないようだ。しかもそうした違いについては2005年12月にすでに、末吉重人による「「愛楽園」創設者の青木恵哉著『選ばれた島』について—現在流通する復刊本と初版本との異同が意味するもの」(『沖縄国際大学総合学術研究紀要』第9巻第1号)によって提示されていた。本書著者がこの2005年に沖縄大学人文学部に勤務していたかどうか知らないが(勤務していようがしていまいが)、この末吉の稿を知ってか知らずか、い

ずれにしても参照した気配がない。ひどく杜撰な、先行研究への目配りである。

本書著者は、リプリント版は知らなかったようだが、いのちのことば社版については、書評を執筆していた<sup>13)</sup>。「ハンセン病者の苦難越える尊い生」の見出しがついた稿で、本書著者は、「青木恵哉自身の手による私家版「選ばれた島」の出版が1958年。この私家版に含まれる青木の記憶違いを正し、読みづらい部分を修正した渡辺信夫の編集による「選ばれた島」が刊行されたのが72年〔正しい!〕。渡辺の推敲<sup>すいこう</sup>が行き届いた文章は、読みやすく、読者には親切だ」と復刊版編者の功を讃えている。ただし、「しかしまた」と逆接で文をつなごうとしているので、編者の所為を質すのかとおもったら、「洗練された言葉によって失われるものもある。言葉には、その言葉を発する人の息がある。苦悩と逡巡<sup>しゆんじゆん</sup>、そして喜び。豊かな言葉と沈黙。たとえ言葉が失われようとも、人は、その深い沈黙の源をたどろうとする。それは、語り手の人生の真実に触れようとして心を差し向ける、私の人生の貴重な時間だ」と、本書著者得意の「言葉」論が記されたにすぎなかった。このていどの言葉云々は、『選ばれた島』を読まずに記せる。また『選ばれた島』の内容や文脈とはまるで関係がない。しかも、よくわからない。もちろん「私の人生の貴重な時間だ」と好き勝手にいうのはかまわないが（ところで、なにが「貴重な時間」なのだろう?）。つぎもまたわかりづらい——「佐久川は、何よりもこのことを大切にした。オリジナルの「選ばれた島」を通して青木に出会った編者は、青木が生きた愛楽園に通い、青木が過ごした部屋にたたずみ、かつ青木を知る人々との交流を深めることによって、青木の傍らにあらうとし続けた。今回刊行された「選ばれた島」は、青木を敬愛してやまない編者にして送りだされた珠玉の一冊である」と、編者の仕事を讃えてもかまわないが、編者が「何よりもこのことを大切にした」とはなにをいっているのか、「このこと」とはなにを指しているのか。「私の人生の貴重な時間」を「大切にした」とよろこんでいるのか?。意味不明。

いのちのことば社版のカバー裏表紙見返しに編者は「現在、愛楽園のボランティアガイド、沖縄大学大学院・沖縄大学地域研究所特別研究員」とある。本書著者とおなじ勤務先

---

13) 『琉球新報』2014年12月14日朝刊。

か（書評が掲載された新聞誌面では「現在、愛楽園のボランティアガイド」とあるのみ）。

くりかえしになるが、著者が「言葉」云云をくりかえし、それをお題目にしないためには、まず、史料はきちんと引用したほうがよい。

いろいろと（こんなことも書かなくてはならず）面倒だが、この書評が適切かどうかを読者が判断する材料を示そう。

(1)「青木恵哉自身の手による私家版「選ばれた島」の出版が1958年」。同書の奥付には、「1958年10月15日印刷」と記されている。印刷の年月日があっても、出版や発行のそれは記されていない。厳密に言えば、印刷が1958年。

(2)「私家版」とは、「個人が営利を目的としないで発行し、狭い範囲に配布する書籍」（『広辞苑』）をいう。確かに1958年版は、「発行者」が「W. C. ヘフナー」と個人名になっている。ただし、「頒布元」は「沖縄聖公会本部」で、この本部の所在地とヘフナーの住所が同一。また「日本取次元」としての「日本聖公会教務院」も記されている。奥付には「非売頒布品」と示され、「あとがき」にも「営利を越えてのあたたかい御配慮を得て、斯く立派な書籍に上梓することが出来た」とも記されているので、「営利を目的としないで発行」されたことに間違いはないだろう。ただ、発行部数がわからないものの、けして、そう「狭い範囲に配布する」にはとどまらなかっただろうと推察される。「私家版」といえるかどうか、微妙なところか。

(3)1972年復刊版に編者渡辺信夫が載せた「解題」には、「本書は初版本の忠実な翻刻ではない。広く読まれることを願って刊行される本書は、その方針のもとに編集しなおされた。けれども、ごくわずかりライトされただけである。古典的な意味を獲得した本書は、もはや書きなおさるべきではない。漢字を少なくし、読みにくい固有名詞に「ひらがな」を添えた程度である。ただし、救ライ史の古典に属する書物に仮名（初版においては病者の名のほとんど全部仮名であった）人物を登場させては資料としての価値がなくなるので、人名はみな調べて実名になおし、それに伴い文章を書き直す必要の生じたところはおし

文章は、読みやすく、読者には親切だ」とは、どうつながるのか。

(4)本書著者の書評には、「オリジナルの「選ばれた島」を通して青木に出会った編者は、青木が生きた愛楽園に通い青木が過ごした部屋にたたずみ、かつ青木の傍らにあらうとし続けた。今回刊行された「選ばれた島」は、青木を敬愛してやまない編者にして送り出された珠玉の一冊である」と記されている。では、この書評の対象となった『選ばれた島』は、書評にいうところの「青木恵哉自身の手による私家版「選ばれた島」、「オリジナルの「選ばれた島」、「渡辺信夫の編集による「選ばれた島」のどれと、どう違うのか、知ったうえで、この書評を記したのか。同書編者自身は、「新版ができ上がりました」「再編された『選ばれた島』とみずから記していた（編者のあとがき）。奥付には「改訂新版」とも明記されている。書評においても「言葉」云云のご託をならべてやまない本書著者は、青木の「言葉」をどううけとめて、この書評を記したのか。

この書評者（本書著者）は知ってか知らずか示していないが、じつは、この書評の対象となった『選ばれた島』は、「初版とも復刊版ともまた異なる」<sup>14)</sup>内容の代物だった。「今回刊行された「選ばれた島」は、青木を敬愛してやまない編者にして送りだされた珠玉の一冊である」というとき、「珠玉」という言葉の意味を評者はきちんとわかっているのか、書評対象がほんとうに「珠玉」の言葉で讃えられる内容なのかどうか吟味したのか、それを読んだうえで同書にもっともふさわしい言葉として「珠玉」を使ったのか。

書評者は、「オリジナルの「選ばれた島」を読んだのか？。

本書にもどろう。著者は、第2章第1節第3項「同情と慈悲の背後にあるもの」でまず、「では、人々は、本当に慈悲の心をもって発病した人たちを見守った、と言えるのだろうか」（84）と問う。こうした「本当に」という問いに意味があるのか。というだけだと曖昧なので、はっきりと書こう、いいや、ない。それをどうやって判定するのか、著者は明示していない。著者自身が「彼ら〔「患者」〕に対して同情をもって喜捨におよんだ人たちが

---

<sup>14)</sup> 阿部安成、石居人也監修、解説『選ばれた島』リプリント・ハンセン病療養所シリーズ1、近現代資料刊行会、2015年、所収解説「わたし、わたし、書く、つなぐ—青木恵哉という時空」の石居執筆部分。

いたとはいえ、しかし、その悲惨さは拭い去られるものでは決してなかった、という理解になるのではないだろうか」(85)と記しているとおりに、同情の有無と、その真偽と、悲惨さとは、無縁とまではいわないまでも、それらをならべてもほとんど意味はない。ハンセン病をめぐる「悲惨」をいうのであれば、それはひとりふたりの、あるいはそれが為政者であったとしても、「同情」というところのありようでどうにかなる事態ではなかったから。

この項は、著者が、「認識されるべき事実は、やはり患者の悲惨さであった、ということになる」「事柄の本質を見失うべきではない。それは青木が言うように、人を排除した残酷さであり、共に生きることを拒んだという事実である」(86)ということを指摘し、強調するためであった。

ではつぎの項で説かれるという「隔離の実際」(項題)とはなにか。まず冒頭の2行に、「患者を家から追い出すということが行われていた一方で、集落や自治体の手立てをとった場合もある」(87)という。いつの時代についての記述なのかわからないうえに、時代によっては、いま現在とおなじ「自治体」があったかどうかきちんと著者が認識しているかが厳しく問われなくてはならない、といっておこう。さらによくわからないことは、つづけて記される「集落の人たちが、発病した患者を自分たちの生活空間からやや離れた、人けのない場所を選んで、そこに住ませ、面倒をみた」(87。下線は引用者)ということと、さきに引用した著者の指摘にあった「共に生きることを拒んだ」とは、どうかかわってくるのか。やや離れたところで面倒をみることは、それなりに、ともに生きようとしたといえど、わたしはおもう。

あれこれの引用があるが(しかも例によって間違えて転記している箇所が多い)、「隔離の実際」としてなにを示したいのか、なにを議論したいのか、よくわからなかった。

そしてつぎの項が「隔離の成果と人々の意識」と題された。『沖縄救癩史』を参照して著者は、「ハンセン病が伝染病であることを人々が知らなかった」ために、「交流を絶つこともなく、感染を防ぐこともできなかった」(91-92)という。これまたいつの時代なのか明

瞭ではないのだが、「ハンセン病について正しい理解がなされていれば、『沖繩救癩史』執筆時〔?、刊行時?〕一九六四年の宮古でのハンセン病患者の状態は、大きく改善されていたことであろうと、遺憾の意を〔おそらく筆者が〕あらわしている」(92)とも記している。「交流を絶つこともな」かった、というのであればこれまた、それなりに、ともに生きようとしていたのではないか。

だが、「ハンセン病についての正しい理解、すなわち、ハンセン病が伝染病であるという知識が人々に欠如していたか、というと必ずしもそうではない」(92)という。「一時は癩病島の汚名を着せられ」た島の生産物が避けられたという故事によって、「そこでとれた食べ物に手を出さないということは、ハンセン病が伝染病であるという知識を人々がもっていたということである。患者が作った作物には、菌が付着し、それゆえ、それを食べることははばかれる、と人々は考え、「手を引っ込めた」からだ」(93)との「見方」を参照している。

だが、すぐまえのページで、べつの島での事例ではあるが、「<sup>うつ</sup>伝染る病気だから接触は避けなければならないというものではなかった。そうではなく、人々が嫌悪する病気を発症した人たちだから、遠ざけたということに終始した」と記したばかりではないか。「伝染」ではなく「嫌悪」というのであれば、生産物をめぐっても菌云云ではなく、「嫌悪する病気を発症した人たち」による作物だから「遠ざけたということに終始した」と考えることはできないのだろうか。わたしには著者の理解の仕方がよくわからないのだ。

この項も、全体にわかりづらい。その理由は、ハンセン病についての「正しい理解」と著者がいうとき、それがなにで、それはなにによって示され伝えられ、それを人びとがどのように理解し、うけとめたのかが、記されていないからだ。ここではハンセン病者の排除が、「浅薄なこと」「稚拙とも言えるような心の動き」「なんとも幼稚で拙い思いであった」(94-95)と非難しているだけにみえてしまう。それにまた論理がおかしい。なぜ、排除が浅薄なのか——「感染性の病気にかかった人だから、自分の住む地域から追い出す。それは浅薄なことだ。感染源となる人を放浪させることは、それによって、他の地域の誰かが

感染する可能性がでてくる。その誰かと私や私に連なる者が、接触しないとは限らない。つまりは、患者を放浪させることは感染の危険を振りまくことであり、その危険は私にも及ぶ」(94-95) という。

しかしこれは、伝染病の脅威の説述とおなじではないか。著者自身もすぐまえに、「弱い感染力しかもたない菌であったにもかかわらず、人々の間に「伝染る」という恐怖感を必要以上にもたせてしまったことによって、患者の人たちを自分たちの生活空間から徹底的に排除する動きが人々の間で起こった、と考えられる」(94) と記していたのだから。いやいやさきを急いだか——著者はさきの引用部分のすぐあとで、「その危険は私にも及ぶ。だから、伝染病であるという知識が根拠になって、人々は患者を放浪へと導いた、というわけではない」と記していた。そのつづきをみよう、「そうではなくて、感染をもたらすような危険な患者、それは嫌な存在であり、そのような存在を目の前からなくしてしまいたいという、稚拙とも言えるような心の動きによって、患者を追放してしまった」というのだ。なにがどう「そうではなくて」なのか、わたしには読みとることができなかった。

第2節が「正しい認識とその落とし穴」と題してあった。またわたしはさきばしってしまったか。第1節ではなく、ここ第2節でこそ、ハンセン病についての「正しい理解」が論じられるのだろう。

この節の第1項の題目は「遺伝病から伝染病へ」。まず著者は、「隔離」と「入院」とは違うという。前者は、「健康な人たちが暮らす場所から隔たったところに、健康な人たちと接触することがないように、閉じ込めておく」ことだという。だが——

しかし、人々は、ハンセン病が伝染病であるという認識を根拠に、そのようにしたようには思われぬ。なるほど、人との接触を避けることができるような場所に、患者を追いやった。しかし、食べ物を運んで行ったし、一緒に飲食をすることもあった。伝染病ではあるが、それほど容易に感染する病気ではないことを経験的に知っていた、と説明することはできるが、それならば、どうして家を追い出すということまでする必要があったのか。[97]

と記されては、読みながらずっこけてしまうのだが（だって「と説明することはできるが」ときたから）、ではなぜかというと著者は、「外見上の変形」「穢れ」にかかわって「忌まわしい病気」とみなされたからだという。そこで遠ざけるとともに「慈悲の心をもって接しよう」として、「喜捨」が、「救済」が、おこなわれた、と著者はいう。ハンセン病にかかったものに接触すると、「容易に感染する」のではなく、「穢れ」るから、家から追いだしたということか。「業病」観、「天刑病」観による「偏見」によって、「家を追い出」したというのか。「正しい理解」はまるで機能しなかったというのか。これはいくらなんでも無理がある。

そのつぎは段落をかえて、「しかし、病む人たちは、自分の人生を肯定することができなかった」（97）と記してある。なぜ、「しかし」なのか、病者本人が「自分の人生を肯定することができなかった」と記せる根拠はなにか。そういい切ってしまうのか。それは正しいのか。これは著者の主張、あるいは憶測ではないのか。そのつぎの1文もわからない——「「呪われた者」、「穢れた者」として、自分をとらえざるを得なかった」（97-98）と記せる根拠はなにか。そういい切ってしまうのか。それは正しいのか。人生を肯定できない病者、自身を呪われたもの、穢れたものとみる病者は、いったいどのくらいいたのか、それが多数を占めたのか、また、いつの時代のことなのか、どれも記されていないので、よくわからない。

伝染、感染と記して、業病、天刑病、穢れと記して、そして「穢れた血筋」「遺伝」と記してある。ついで、「日本 MTL リーフレット」からの引用をふまえて、「ハンセン病は遺伝ではなく感染する病気であるという知識が、医学者らによってもたらされる。それは病む人たちの心を解放した」（98）と説く。参照されたリーフレットの写真版も掲載されている。その原文に、著者による引用箇所を照らすと、いくつもの間違いがあると気づく。著者は注に「旧漢字は現代のものに改めた」「一部、旧仮名遣いを現代のものに改めた」との断り書きを入れていて（ようやく 100 ページになって初めて！）、それはよいのだが、それ以外に不注意によるのかまるで気づかないのか転記の誤りが、8 つもあった。著者はもうしょう

がないとしても、編集者もこれらには気づかなかったか。それはともかく、この項はその表題にあったとおり、「遺伝病から伝染病へ」の転換をいうところだったのか。それなら1行あれば済んだことだ。

つぎの第2項の表題が「偏見からの解放」。肺結核とハンセン病を対比させ、「ハンセン病が伝染病であることが明らかになることによって、肺結核同様の「待遇」を得て、社会の偏見と差別から解放されることを大いに喜ぶということが起こる。このことは、ハンセン病がどれほど人々の嫌悪や侮蔑の対象であったことかを、意味している」(100)と著者はいう。「ハンセン病を病む人は、肺結核を病む人と同様に扱われることに、安堵の気持ちを見だし、その幸せを思った。これはいったいどうしたことだろう」(101)とまで記す。

「安堵の気持ち」はともかくも、「その幸せを思った」とは、そう記せる根拠はなにか。そういい切ってしまうのか。それは正しいのか。さきの「日本MTLリーフレット」からの引用箇所には、「癩は遺伝でなく伝染だと叫んで下さる事は真正に感謝の至りです」との謝辞があったが、これは「幸せを思った」といえるほどのようすなのか。

著者はさらに、遺伝病ではなく伝染病であると示されることは、「「呪われた血筋」、「穢れた血筋」という偏見から、ハンセン病患者を解放するものであった。この偏見からの解放こそが、ハンセン病を病む人たちにとって大いなる喜びであった」(102)。そして、「人間として生きることを認められた、人間として生きることを許された、という感じ、そのような気持ちを抱くことができた。私は、決して劣悪な種類の人間ではない。この街を歩くあの人と同じ人間なのだ。そのような人間に立ち戻ること、文字通りの「人間回復」である」(102)——このように想像力を駆使することも、ひとまずはかまわないといっておくが、わたしたち研究者はこうした記述をするにさいして、史料にのっとりところがある。かつては「哲学・哲学史専攻」だったという大学教員にはそうした準則がないようで、それはおもしろい、と書いたほうがよいか、それはおかしい、のほうが適切か。

著者は知ってか知らずか、意図したのかそうでないのか不明ながら、さきに著者が参照したパンフレットは1932年のものだった。「癩は遺伝にあらず」と唱えられたところで、

隔離をさだめた「癩予防法」(1931年公布施行)のもとで、「人間回復」との歓喜を享受し得たハンセン病者がどれほどいたのか<sup>15)</sup>。それをきちんと当事者の「言葉」によってあらわすところが、本書著者の趣向ではなかったか。また著者は、重要な1点を見落としていた。それは、「血族解放」である。遺伝病ではなく伝染病である、血筋や家筋ではなかったということで、病んだ自分の家族が解放されると安堵するようすがあった。

と書いたところで、本書のさきを読むと、「とりわけ、病者は、家族のことを思いやる」云々(102-103)と記してあった。また、さきばしってしまったか。ただし、著者が説くところは、「逆に言えば、それほどまでに、ハンセン病者への差別意識が強かったということである」(102)、「これらの言葉が、どの様な苛酷な人生の中から発せられたものであるのか」(103)、「偏見と差別の中でハンセン病を病む人たちがどれほど悲惨な人生を生きたとか」(103)なのである。著者は、ハンセン病をめぐる状況を、いわば絶対悲惨としてうけとめているのである。

つぎの第3項の表題が「正しい知識は人々を解放したか」。冒頭の1文――

では、医師及び行政の情報宣伝活動によってもたらされた「ハンセン病は遺伝病ではなく伝染病である」という知識は、ハンセン病を病む人たちを本当に解放したのだろうか。

[103]

また、「本当に」が用いられている。この3文字がないとしても、こう問うのであれば、これよりまえのページにいくつもの記述を削除しなければ筋がとおらないとおもう。著者は、「肺病者同様の待遇」とは、人間以下にみなされていた人たちが、せめて人間として、病む者として扱われることに、安堵の心を見いだした言葉であった(103)、「文字通りの「人間回復」である」(102)、「ハンセン病を病む人は、肺結核を病む人と同様に扱われることに、安堵の気持ちを見だし、その幸せを思った」(101)と、はっきりと、記していたの

---

15) ハンセン病をめぐる図書で、書名に「人間回復」の語が用いられるのは、国立国会図書館OPACで検索(2016年7月5日)したかぎりでは、ハンセン病国賠訴訟を支援する会・熊本、武村淳編『楽々理解ハンセン病：人間回復―奪われた90年「隔離」の責任を問う』(花伝社、2001年)に始まる。同書は同訴訟熊本地方裁判所判決の翌月刊行だった。

だから。……言葉であったといえよう、……「人間回復」であったかもしれない、……幸せをおもっただろうか、という記述ではないのだ。これらはどれも、ほんとうに解放した、と著者がみなしたことのあらわれではないのか、そうした表記ではないのか。

著者はさきの問いにつづけて、「たとえ、穢れた血筋の者ではないことが明らかになったとしても、病む人たちがそのことに心を癒されることがあったとしても、病む者たちに対する人々の迫害は、変わらないどころか、一層激しくなった」(103)というとき、幸せを感じた、安堵した、癒された、との当事者の心情があらわれたのちに、「病む者たちに対する人々の迫害」が「一層激しくなった」のか、「病む者たちに対する人々の迫害は、変わらないどころか、一層激しくなった」ことも知らずに、あるいは、それを予想すらできずに、当事者は幸せを感じ、安堵し、癒されていた、と本書著者はおもっていたのだろうか。マッチで火をつけて、ポンプで消すなどという喩えでは済まないほどに、ひどい記述だ。

著者の頭のなかで、あれこれ捏ね繰り回されたすえに、ハンセン病をめぐる悲惨さが増幅させられているようにみえてならない。もとよりわたしは、悲惨さなど微塵もなかったといおうとしているのではない。

つぎの第4項の表題が「嵐山事件」となっているところは唐突にみえる。理由は、それまでの項題が「遺伝病から伝染病へ」「偏見からの解放」「正しい知識は人々を解放したか」となっていたから。個別具体性をもった第4項の表題だけが、ほかのそれとは異なる。もっとも、第3項の末尾に、「よさの実現〔「感染から自分たちを守るというよさの実現」など〕を目指して努力している自分を疑うことのないその人は、そのよさに自分がとらわれていることに気づかない。それは、病者とともに生きようとする思考の欠落であり、このような意識の中で「嵐山事件」も起こった、と言えるだろう。そして、よさの実現を担っていることを信じて疑わない人々は、患者の迫害をさらに強めていくことになるのである」(107)と記されていたから、予告はあったともいえるのだが、しかし107ページよりもまえの本書のページに、「嵐山事件」についての記述はなかった。

第4項冒頭の1文、「沖縄における地域社会の偏見の激しさを理解するために、沖縄の社

会が病者に対してどのような態度をとってきたのか、ここからは、少し具体的に見てゆこう」(108)とあった。これまでは「少し」も「具体的」ではなかったということか。また、「沖縄における地域社会」では、一般に、ふつうに、常時、「偏見の激しさ」があると、著者はいうのか？。

それはともかく、「具体的」だった——そこで著者は、「最初に、人々の偏見と差別をよく表しているものとして、嵐山事件を紹介する。この事件は、沖縄のハンセン病問題が取り上げられる場合には、必ずと言ってよいほど引かれるものである」という。それほどに有名だから、唐突ではなかったということか。

ここでは事件の概要が『沖縄救癩史』によって記されたうえで、末尾で、「人々は、なぜ療養所の設立にこれほどにまで反対したのか、反対せざるを得なかったのか。同郷の者たちに篤い情けと愛着を持つ者たちに、徹底して排除の姿勢を取らせたものは、いったい何であったのか。この理由を丁寧に理解してゆくことが、ハンセン病問題の本質をとらえることにつながる」(110-111)と掲げられている。だがこれについてはすでに、「偏見」が原因だったと記されていたのではなかったか(第2節第1項)。

つぎとそのつぎの項では、「事件の背景」へと記述がさかのぼっている。第5項の「事件の背景 一」には「療養所の設立が難航した事情」との副題がついているのだから、それが説かれるのだろう。だが、記述が理解しづらい。

まず第5項冒頭で、「そもそも、沖縄では、ハンセン病患者の救済が遅れていた」という(111)。だがすぐに、「もともと、本土でも、ハンナ・リデルら外国人の宣教師によるイニシアティブのもとに宗教団体の援助を受けた療養施設が設置されるようになってからも、組織的な救済はなかなか実現していなかったから、事情はそれほど変わらなかった」とある。さて、著者はなにをいいたいのか。第5項の副題は、日本全体のことについてなのか、沖縄についてのことなのか。

1907年に「全国を五つのブロックに分け」たこと、それぞれの地区への療養所設置の決定、沖縄県については「県独自の国立療養所が設置されることになっていた」こと、大蔵

省による予算削減で設立延期、ついで「沖縄県独自の療養所開設の決定」となり、しかし「沖縄県議会」（引用文の記述にあるとおり、このときは沖縄県会のはず）が設置を拒否、との記述があり、そして、「沖縄県では住民の強い反対から療養所建設が難航したことから」云々と記されてしまう。その「難航した事情」を説くところが、この項の課題ではなかったのか。

療養所が設置できない沖縄では、九州療養所に病者をおくることとなる。だがそれが進まない。理由は、航路移動による距離と時間、そして船舶運航会社の忌避があったという。後者について――

加えて、船舶運航会社が患者の乗船を嫌がった。このように書くと、船舶会社の非人道性が誇張されてしまうようだが、そうではない。船舶会社にも当然、守るべきルールがあった。感染源となり得る感染症患者と非感染者を一緒にしないことは、非感染者の利益を守るという点で、理に適っている。船内という閉ざされた空間に、二四時間患者をあずかるためには、感染を防止するための設備が整っていなければならない。周囲の人たちと交わることなく患者の人たちが過ごせる部屋、それが必要だった。恐らく、そのような施設を備えている船舶は少なかったのではないだろうか。それでは、ということで、船を改造するにしても、なにがしかの公的な補助がほしいところだ。そういった環境が整っていないなかで、ハンセン病者の置かれた社会状況について特に関心を持つこともなかった船主としては、患者の乗船を拒むということになってしまう。〔114-115。

下線は引用者]

というのだ。これには驚いた。著者のこの寛容さに驚いたのだ。すでに著者は本書第2章第2節第1項に、「伝染病ではあるが、それほど容易に感染する病気ではないことを経験的に知っていた」（97）と記していた。主語（「人々」か？）のない文は曖昧だが、もちろん、だれもが知っていたわけではないことを、わたしは知っている。だが、容易には伝染らないとする知があり、事実そうだったことを知っているわたしたちが、ハンセン病をめぐる過去の事態について、「感染源となり得る感染症患者と非感染者を一緒にしないことは、非

感染者の利益を守るという点で、理に適っている」との理解を示すことが、正しいのか。もちろん当時の法律がなにをさだめていたのかを知る必要はある。「当然、守るべきルールがあった」と記すだけではなく、法律のさだめるところを明示すればよだけのことなのだが。

本書著者は前著第6章「「正しさ」に縛られる人間」の第4節「同情の限界」に、「宿泊拒否事件」「偏見と向き合う」との見出しをつけて、2003年に熊本県の温泉ホテルでおこった宿泊拒否をとりあげていた。そこで著者は、「ホテル側だって、病気がうつることがないことぐらいは知っていただろう。ではなぜ、「他の宿泊客に迷惑」なのだろう」(266)と問い、「あえてホテル側にたって考えれば、彼らは、私たちの社会の未熟さを思ったのかもしれない。偏見と無知からだとはいえ、障がいを伴った人たちの存在を迷惑とする社会、そのような社会がかつてあったし、今もなくなっているのではない。偏見から免れることのできていない社会の存在。偏見をいまだにもったままの人たちの存在。そのような人たちも、宿泊客として、自分たちは迎え入れなければならない」(267)と推しはかったうえで<sup>16)</sup>、「しかし、障がいを伴って生きる人たちの存在を迷惑な存在だとするような社会からの脱却を、望ましいものだとすることに、私たちは合意した。福祉社会の実現に向かって、障がいを伴う者と、そうでない者とが共に歩む社会、共生社会の実現を望ましいものとしたはずではなかったか」(268)とうったえるところに、このときの、現在の、著者の位置があったのではなかったか。

前著で著者は、「人々の差別意識の強さをあらわにした」(265)事例として、「偏見はいっこうになくなってはいなかった」(266)一例として、熊本での宿泊拒否をとりあげていたはずだ。偏見にとられるな、との主張がそこではあったはずだ。そうした意思をもった著者が本書では、いまでは厚生労働省が広報しているとおりの「感染し発症することは極

---

<sup>16)</sup>「未熟さを思ったのかもしれない」という曖昧な表現ではなく、当事者の一方である「ホテル側」が事態をどうとらえていたかについては、2004年3月13日NHK教育テレビ放送『ETV特集』第2部「宿泊拒否—ハンセン病回復者の人権」をみればその一端がわかる。

めてまれ」であり<sup>17)</sup>、かつてもそうおおきな違いがなかったハンセン病をめぐって、「感染源となり得る感染症患者と非感染者を一緒にしないことは、非感染者の利益を守るという点で、理に適っている」と、ハンセン病をめぐって、いま、いい得るのか。わたしにはまったく理解できなかつた。すでに著者は、参照した文献にならって、「つまり、適切な隔離は有効であった」(93)と記していた。それへの反論も反駁も記していなかつたのだから、著者もそうみているということとなる。

本文にもどろう。船舶運航会社の忌避意識よりも、「もうひとつ。こちらの方が、ずっと大きな理由なのだが」と示されたそれは、「言語、文化、生活習慣の異なる遠い場所、自分の知らない場所、自分の知らない地域に移り住むことは、誰にとっても不安が伴う」と自分の付度を一般化し、あわせて、「デマが飛ぶ」ことをもあげている。

#### 項末の1段落――

住民たちによって、このような受け取り方、感じ方をされたことによって、ハンセン病患者は、何か特別な存在、自分たちと一緒に生きることができない人たちという偏見が強められることになった。そうして、この意識は、この後も続いてゆくことになる。というのだが、直前の「デマ」云々は、「住民たち」ではなく病者が抱いた思いではなかつたか、そのまえの「なぜ人々は九州療養所への入所を拒んだのだろう」(114)と推測されたところは、病者にとっての实地と心情の距離、船舶運航会社にとっての乗船忌避で、これまた「住民たち」をめぐるとはなかつたはずだ。そのまえは沖縄県会（もちろん「住民たち」の意味も反映されていようが）の動向で、確かに「沖縄県では住民の強い反対から療養所建設が難航した」(112)と記されてはいたが、それは1行にも満たない字数でしなかつた。

最後の段落で「住民たちによって、このような」とまとめられてしまう記しぶりは適切なのか、「療養所の設立が難航した事情」(項副題)がこの項で説かれていたのか、いいや、そうではない。

---

<sup>17)</sup>『わたしたちができること―ハンセン病を知り、偏見や差別をなくそう』(2007年版)。

第6項の表題にある副題は「公論と人々の感情」。沖縄県会が療養所設立に反対したことを、「その〔病気に対する〕偏見の大きさに、驚く。あるいは、地域のエゴイズムの極端な現れ方、狭隘な利己主義に固まる者たちによるわがまま、嫌なものをただ遠ざけたいとする稚拙な考え方に、民主制の未熟さが、透けて見える」(116-117)と、著者は憤慨し慨嘆しているようだ。現代を生きるわたしも、当時の県会の判断をおかしいとおもうが、こういう非難の仕方はしない。これはまるで、憲法という名がつくいわゆる十七条憲法に国民主権が記されていないとは、憲法に対する「稚拙な考え方に、民主制の未熟さが、透けて見える」といってあきれることと変わらない気がするから。

さらに、「議会で決定されたということは」、それが「公論」となったということ」で、「それならば市民はその意見に従わなければならない」(117)と明記しているが、そうなのか、市民は異議申し立ても反対もできないのか。「公の場で議論する人たちが下した結論が、療養所をつくらせない、ということであるならば、人々の個人的な気持ちもこれに呼応する」とも明記してあるが、そうなのか。議会での決定と公論なるものとのあいだには、もっと距離があり、また、それらを考え論述するにはもっと手立てが必要となるとわたしなら考える。

議会での決定→公論の形成→「ハンセン病を病む人たちを排除することに何の疑問も持たずに、これを実行に移す」「そうすることに「正しさ」を感じた従順で善良な人たちは、進んで患者を追い出す(排除する)運動に協力した」、「嵐山事件」とは、人々のそのような意識が現実になったものである」(118)との図式はとても単純だ。では、「従順で善良な人たちが」が「協力した」運動を主導したものはだれか、県会の決定がそのまま公論になったという沖縄で、なぜ国策が公論を形成しなかったのか。「患者を排除しようとした人たちは、ごくごく自然に、コモン・センス(常識)となった、その意見に従った」と記して済むなら、研究はいらない。

「正しい認識とその落とし穴」と題された第2節で、その題目はどう議論されたのだろうか。また、「嵐山事件」をめぐってその主題はどう論じられたのだろうか。よくわからなか

った第2節の末尾はつぎのとおり——

人々のこのような意識の中で、ハンセン病を病む人たちは、排除の中を生きることを余儀なくされる。住民の目を避け、海岸そばの洞窟などで雨露をしのぎ、病む者は息をひそめるようにして暮らさなければならなかった。その迫害の様子を、もう少し詳しく見てみよう。〔118〕

と、療養者を悲惨な境遇を生きたものと描くところは著者に一貫している。その悲惨さを際立たせるためにも、非療養者をめぐるものすべてが悪逆だったといているようにみえてしまう——ととらえてもうこの節を読了したいのだが、さて、「人々のこのような意識」とはなにか？。改行まえの前段落の最後の1文が、「嵐山事件」とは、人々のそのような意識が現実になったものである」だった。そのまえの1文は、「しかも、そうすることに「正しさ」を感じた従順で善良な」云云で、そのまえの1文が、「しかし、そうすることは、ハンセン病を病む人たちを排除する」云云で……。すこぶる悪文。

第3節は「不寛容のこころ」と題された。その第1項「屋部の焼き討ち事件」は、さきの「嵐山事件」と同様に、「沖縄では、患者の排除が住民たちの手によって組織的に行われた」屋部の事件が、青木恵哉の『選ばれた島』によって記される（120）。第2項では「迫害の理由」（項題）が推理され、第3項で「理由の検討」（項題）がおこなわれる。第2項では、『選ばれた島』に記された青木の考察をふまえるというのだが、「二三八頁～二三九頁」と示された参照箇所は、236ページからとしなくてはならない。青木が考察したという「迫害の理由」を、こんどは第3項で著者が「検討」するというのだが、「抑圧の構造を絵に描いたような事件だ」（129）とかんたんにまとめてしまえる筋立てが、わたしにはよくわからなかった。

さきの「嵐山事件」では県会の決定を公論として市民は従わざるを得なかったとみていた。こんど「行政府は私が住む地域にハンセン病療養施設を置くことを決定した」（127）とき、なぜ住民たちは公論としてのそれに従わなかったのかが、まったく説かれていない。この「理由の検討」をするという第3項には「公論」の2文字がまったく記されていない。

著者がいう「抑圧の構造」とは、行政は地域住民を蔑ろにして療養所建設をしようとした、地域住民はそれに異議申し立てをせず、「手っ取り早いと考えた」「ハンセン病者を追い出すという直接的な行動」(128)をとったということだ。さきの「公論」にしても、この「抑圧の構造」にしても、こうした議論を御都合主義というのではないか。『広辞苑』はそれを、「定見をもたず、そのときどきの都合によって行動する仕方を、さげすんでいう語」と説いている。ああ、「行動する仕方」についていうのであって、議論ではだめか。

なおわたしは、一貫して「公論」の議論をしなければならないとか、つねに「抑圧の構造」を指摘できるようにせよ、といているのではない。念のため。

「不寛容のころ」と題された第3節の第4項には、「安和でも同じように……」との表題がついた。ここでもまた『選ばれた島』が参照されている(引用に誤りがあったり、なぜか勝手に漢字を仮名に、仮名を漢字にかえたりしている)。項の末尾には――

自分たちの生活空間から、病者を排除する。自分と異なる者を、徹底的に排除する。ここにある意識の構造とは、どのようなものだろう。なじみのある者、この集落で暮らしてきた者については、これを受け入れるが、そうでない者については、排除する。村落の生活共同体などというものは、そのようなものだ、と説明されて、納得するわけにはいかない激しさが、ここにはある。〔131-132〕

と記されている。ここにいう「受け入れる」「排除する」とは、ハンセン病者であっても「なじみのある者、この集落で暮らしてきた者については、これを受け入れるが」、「そうでない〔ハンセン病〕者については、排除する」ということか。

ついで著者はつぎのとおり記す。

病気を患った人たちが、おとなしくそうしている限り、そこから追い出したりはしなかった。／しかし、その人たちが、集まって彼らにとって過ごしやすい環境を整えようとすると、住民の態度は異なった仕方で現れた。〔132〕

この文章が「人々の行動を縛るもの」と題された第5項にみえる。「同情を寄せることはあっても、排除はしない」(132)、それが、「排除」へと暗転してしまうというわけだ。こう

した事態と同様の指摘がすでに、ハンセン病をめぐる「善意」が支える人権侵害」としてあった<sup>18)</sup>。著者自身も前著で、熊本県内の温泉宿泊拒否をめぐる「同情から憎悪への構造」と記していたところだった。後注をつける体裁の書籍であるのだから、こうした先行研究にはきちんとふれて、みずからの、また本書の位置を明らかにしたほうがよいとわたしはおもう。そうしないと本書がいわば小部屋の議論にとどまってしまうと惜しまれてならない。

本書で著者は、「自分たちの住む場所に、療養所をつくる。これがどうしても受け入れられないと考える理由」を、「秩序を壊すことだったからである」と説いた(132-133)。

ハンセン病を病む人たちに対して敷かれてきた秩序。自分たちが敷いた秩序。患者の人たちには、慣習としてこのようにしてもらってきた、だから、このままそれを踏襲してほしい。それなのに、この秩序が患者自らの動きによって、揺り動かされることになった。それは、住民たちの目には、自分の行動原理を脅かすものと映った。[133]

といい、「この脅威について、もう少し丁寧に考えてみよう」と展開をみずからうながす。

だがその議論は、「もう少し」というていどの「丁寧」さのためか、とても浅い粗雑な内容だとおもう。たとえば著者は、「この秩序の中に生きる人たちは、当然のことだが、自分と家族を愛する」と明記する(133)。わたしには、なぜ、これが「当然のこと」なのかがわからない。「家族が大切なように、自分が暮らす地域も大切だ。故郷は誰にとっても誇りである」とも明示する(134)。わたしには、なぜこれが「誰にとっても」なのかが、まったくわからない。つづけて、「その価値〔さきの「誇り」か?〕は貶められてはならない。愛国心などというものも、恐らくはその延長上にある」といもいう、それもだれにとってもあたりまえのことなのか。当然のことであるならば、だれにとってもそうであるのであれば、それはもう議論する必要があることとなろう。秩序云云を記そうとするとき、もつとていねいに、当時の人びとの思惟と行動の様式に即して考え、書く、それに努めることが重要だとわたしは考える。かつて、民衆思想研究、民衆思想史は、そうした訓練を研究

---

<sup>18)</sup> 畑谷史代『差別とハンセン病―「柵の垣根」は今も』(平凡社、2006年)。

者みずからに課してきたはずだ。わざわざ、ある研究分野——というよりも、研究の構えとといったほうがわたしには馴染めるのだが——をあげてみたが、これは、「哲学・哲学史専攻」とそれらとの違いによる違和なのではなく、対象にむきあおうとする姿勢の自覚の違いだとおもう。著者がくりかえす「言葉」云々は、絵空事、空疎なお題目にしかみえない。民衆思想研究、民衆思想史を方法とする研究者は、もっと史料の文言や文体や文脈に注意を払ってきた。

まあそうした研究態度というようなものよりも、著者はもっと、自分で記した文章を精読して誤りがないかをよく探すことが先決だとおもう。第3節第6項で、「本節「三 本当の理由」および「五 人々の行動を縛るもの」で見たように」（137）と記しているのだが、「本節「三」の題目は「理由の検討」（126）ではなかったか。わずか11ページまえの記述なのだから、ほんのちょっと見返せば済むことのはず。それにしても、自分で記した文章の章節項の表題や番号を、くりかえし、間違えてしまうとはどうしたことか？。自分で記してはいないのか？。

その第6項の表題にいう「矛盾から見えてくるもの」とは、どうも、「秩序の変更」（138）ということのようだ。だがやはり、「村人」の「言葉」にそくして、それが説かれているわけではない。あくまで著者の思弁なのだ。

第2章末尾で、「次章では、この青木に焦点を当てながら、愛楽園の開設に向けて人々が歩んだ道のりをたどりたい」（139）と予告されたとおり、第3章の表題は「愛楽園のほうへ—青木恵哉のはたらき」となった。

なお、「焦点」は、あわせる、か、絞る、かだとおもうし（いまや新聞記事にも、焦点をあわせる、の表記がみえるが）、表題の「ほう」にどれだけ意味があるのか、とみてすぐにおもった。消防署のほうから来た、という消火器のセールスをおもいだした。

第3章では、「改めて、彼〔青木〕の思想と行動を通して、沖縄における療養所設立へ向けられた<sup>あゆみ</sup>歩を見てお」くとのことで（142）、第1節「迫害に耐えて」、第2節「身を寄せ合って生きる」、第3節「迫害に抗して」、第4節「愛楽園の誕生」の節がおかれた。

多くの辞書で、「あゆみ」の漢字表記には「歩み」との送り仮名がある。著者の「言葉」の用法はかなり独特だ。またくりかえしとなるが、著者は引用ということはどう考えているのだろうか。著者も大学の学部、大学院での教育を経てきたはずだと推測するが、それぞれの時期の勉強で引用ということはどう教えられ、どうそれを修めてきたのだろうか。とにかく引用の誤りがひどい。表記が漢字か仮名かの違い、送り仮名の違いがあるうえに、くりかえしになるが、(原文)「隔離患者は家族や部落民の強要によって」→(引用)「隔離患者は家や部落民の強要によって」(146)や、(原文)「家から追い出すとはなんという惨酷な」→(引用)「家から追い出すことはなんと残酷な」、(原文)「自分たちの生活を自分たちの力で維持する」→(引用)「自分たちの生活を自分たちで維持する」(152)となると、これは意味が異なってしまうところもあるはずだ。1文字の欠落くらいで意味は違わないというのか。これはほんの数例。

引用が不正確なうえに、史料の読み誤りもある。著者はこう記す(147)――

また、源次郎が野草を摘んで炊いてくれた汁物は、空腹であったはずの青木の口に合わなかった(『選ばれた島』七八頁)。病者の生活がどんなに貧しかったか、うかがわれるところだ。

このあたりは『選ばれた島』にこうある――

さて、ついでくれた汁を吸ってみると、油っこくぬるぬるして気持が悪い。「春ののげし」は苦くて喉を通らぬ。わたしは箸を置いた。そして口に合わぬから、と折角の好意を無にするのを詫び

確かにだされた「汁」は青木の「口に合わ」なかった。それは「油っこくぬるぬるして気持が悪」く、「春ののげし」は苦くて喉を通ら」なかったから。「汁」の「ダシ」は「豚の油」だった。もとより「春ののげし」も「豚の油」も「貧し」いがゆえの食糧ともいえるかもしれないが、青木はのちのページにこう記していた――

沖縄では旅館へ行っても病友の実家でも、料理はすべて豚脂がふんだんに用いられた〔中略〕暖かい地方に住みなれると生理的に自然あぶら気を要求するのか、わたしなども最

初の内こそあぶら気の多いものは嫌いだったが、いつのまにか好きになってしまった。

最初渡久地へ着いた晩、あの源次郎さんの小屋で豚脂を入れた汁を出された時は、全然のどを通らなかったが、やがてあぶらのしみ通った汁の実の菜っ葉の何ともいえぬとろりとした味が好きになり、豚の厚い脂肉まで賞味するようになった。〔149〕

「空腹であったはずの青木の口に」「源次郎が野草を摘んで炊いてくれた汁物」が「合わなかった」ことは、沖縄の「病者の生活がどんなに貧しかったか」をあらわしているというよりも、たんに青木が土地の料理に慣れていなかったにすぎないと読んだほうがよいほうにちがいない。

著者は、「青木は、常にハンセン病を病む人たちと共に<sup>ママ</sup>生きた」(151)、「言うまでもなく、青木の主たる使命は、キリスト教の伝道である」(153)、「青木が人々と心を通わせた様子がうかがわれる。人とともに<sup>ママ</sup>生きること、恐らくは、この姿勢が青木の大きな特徴となるのではないか」(153)などと記される著者の見解をのぞくと、この節は、項につけられた表題——「一 青木恵哉を待ち受けていたもの」「二 同じ病を病む者たちとともに」「三 病者の死」「四 思いが確信に変わるとき」があらわしている著者の関心にそって『選ばれた島』がまとめられたにすぎない。さきに引用した著者の見解も、あまりにあたりまえのことか、へんな小理屈にもみえてしまうので、このあたりは原典である『選ばれた島』を読んだほうがよいほうだとおもう。

著者の引用の仕方は、さきにも指摘したとおり、表記を漢字とするか仮名とするか、送り仮名の記し方、数字の表記の仕方など原文と異なるところが多いのだが、しかしそれらを意図しておこなっているのかもしれないと感じるところもある。その一方で、「見られたように」(142)と「前節でみられたように」(155)のように、自分の記述も漢字か仮名かが一定していないところが多々ある。これくらいきちんとしたほうがよいほうだともわなかったのか(だから、そうしているのだろう)。また、(原文)「ミス・ハンナ・リデルの温かい愛情が」→(引用)「ミス・ハンナ・リデルの暖かい愛情が」(166)は、変換ミスか転記ミス、明らかな間違いである。温<sup>ぬく</sup>もりがあれば、表記はどうでもよいのか。

第3章第2節は、「一 土地購入の思い」「二 土地購入と行政の失策」「三 備瀬から屋部へ」との構成で、この節も『選ばれた島』の要約にすぎない、ようなのだが、たとえば、この節の冒頭にある、「前節でみられたように、金武町源原のハンセン病患者の人たちは、質素な生活ではあったが、自活することができていた。それは、人間らしい生活を意味していた」(155)との文章がおかしい。まず、つい4ページまえには、「金武村(今は金武町)源原」(151)と記していたのに、いつ金武は村から町になったのか。まさか4ページ分の文章を執筆するあいだに町村合併でもあったのか?(ああ、おなじ151ページでもう「金武町」となっていた)。首里は琉球(いまは沖縄県)、と記したそのすぐあとに、それと同時代のことを述べるときに、沖縄県首里、とするか、江戸時代の「琉球使節」について記すにあたって、那覇空港を発った一行が羽田に着くまでに2時間を要した(那覇を発った一行が東京に着くまでに2週間かかった、でもおなじ)、などとするか。また、質素ではあっても自活することができると、なぜそれが、「人間らしい生活を意味」することとなるのか。

またまた、この節の第3項で、「この転居の経緯について、簡単に述べておきたい。その地で、将来さらなる迫害にあうことになるのだが、その迫害の事情の理解に資することができると思われるからである」(164-165)というのだから、なにか著者の知見が記されているのかとおもうと、「転居の経緯」については、『選ばれた島』にある記述以外に、とくだんなにか重要な箇所はみつけれなかった。

ただ、「屋部時代」の青木の活動をめぐる地域の人びとの動向については、「それほど不思議ではないだろう」(167)、「周囲の住民たちには感じられたのではなかったか」(168)といつものとおりの推測をかさねたうえで、「それは、よくわからないことであるがゆえの不安を人々にもたらすものであった」「嵐山事件」も「屋部の焼き討ち事件」も、このようにして起こったのである」(168)と断定する。このあたりの記述にも、「」でくくられた箇所があり——「奇妙な」「これは変だ」「変な人たちだ」「何かおかしげな集団ができつつある」——、そのまえの数行にわたって展開する、いくつかの「」をつけた引用箇所を

みれば、それらもまた引用とみえるが、しかしそうではない。

この節も、著者が参照した『選ばれた島』のほうを読んだほうがよい。

第3節は（第3節も）、『選ばれた島』のみを参照して事態の展開が記されている。この節も同書を読んだほうがよく、こうとなれば、あら探し（「人や作品などの欠点を探して強いてけちをつけること」『広辞苑』）に徹しよう。

（原文）「羽地村では数千の人々がてんでに」→（引用）「羽地村では数千の人がてんでに」（176）、これは軽易な転記ミスか。では（180）――

療養施設の建設のために土地を手に入れようとする青木に対して、「あなたの使命は伝道にあるのであって、そんな大それたことをすることではない。もし身に過ちでもあったらどうするのか、速やかに伝道の使命に帰れ」と、ライトは諭した（『選ばれた島』、二二七頁）。

この引用部分を原典にあたると、「わたしの使命は伝道にあるのであってそんな大それたことをすることではない。もし身にあやまちでもあったらどうするか、すみやかに伝道の使命に帰れ」となっていた。ふつうは「 」でくくれば、そこは原典からの引用をあらわす。こうした誤りは、許されるのか。

原典をみよう。場面は、地域住民の襲撃にあって、青木が阿檀の林に隠れているところ。青木は考えをめぐらす。「最初長期戦を覚悟した時ミス・ハンナ・ライトに経済的援助をお願いしたのだが、わたしの使命は伝道にあるのであってそんな大それたことをすることではない。もし身にあやまちでもあったらどうするか、すみやかに伝道の使命に帰れ、とお叱りを受けてわたしは軍資金に悩んでいた」と、ここでは考えている青木自身が主語である文章となっている。それを著者はさきにみたとおり、「ライトは諭した」と主語をかえたから引用部分も「青木に対して、「あなたの使命は」となったのだった。漢字を仮名にかえたり「の」をとったりをふくめて、これらは改竄ではないのか。

この「伝道」をめぐって著者は、「もちろん、青木も忘れていたわけではない〔なにを？〕。伝道の喜びは、『選ばれた島』全編にわたっていたるところで見いだされる」（180）と記し

たうえで引用された箇所は――

もとよりわたしの使命は伝道にある。しかし、伝道一点張りの頃はわたしを避けていた彼らが、病気のよき相談相手になってもらえるとなると、進んで近づいてくる〔来る〕事実直面して、わたしは新たに洋々たる道が開けた思いがした。病気の相談を受けながら彼らを信仰に導く、それは確かに素晴らしい〔すばらしい〕方法である。」(『選ばれた島』、一五四頁)

あいかわらず漢字か仮名かの表記をめぐる意味不明の改竄がある(〔 〕内が原文の表記)。それはともかく、引用部分をうけて著者は、「このような文章を読むと、青木が伝道(布教)の方便として人々と暮らしを共にしたように見えるかもしれない。療養所施設をつくることも、そのための土地を購入することも、方便である、と」(180-181)と記す。ついで行替えをして――

おそらく、人は、自分の半生を書物に著そうとするとき、その行動を合理的に説明しようとするようになる〔とは、著者の勝手な思い込み〕。そのために、このような表現になったのではないか〔実証なし〕。確かに、彼には伝道という大きな仕事があった。人々をキリスト教信仰に導かなければならない。そのためには、暮らしをよくしてあげることが手段として実行し、その結果として信者を増やす。目的のための手段として、生活改善を図ろうとしていた、ということであれば、おそらく人々は、青木を信用しなかったであろう。〔181〕

ここを読んで、さきの「方便」がわかった。「方便」とは『広辞苑』では、①「衆生(しゅじょう)を教え導く巧みな手段」、②「目的のために利用する便宜の手段」とあるうちの、ここではおそらくあとのほうの意味だろう。「伝道」が目的で、それ以外のあれやこれやが「方便」だったといたいわけか。そして著者は、そのつぎの段落で、「そうではなく、青木には、人とともに生きることが、最初にあった〔中略〕青木の場合、生活の中に祈りがあり、祈りは日々の生活の中で、生きることを支えた」(181)という。

この著者による記述の1つの型として、妥当か適切かもよくわからない解釈を勝手にな

らべておいて、ついでみずからそれを否定するという記し方がある。ここもそうみえる。

青木の沖縄での活動で重要な点は、「伝道一点張り」ではなく、「伝道」と「病気の相談」や生活改善とを連結させたり、「生活救護」に重点をおいたりしたと『選ばれた島』に記されているところにある。「方便」かそうでないかとは、見当違いな史料の読み方であり、「青木の場合、生活の中に祈りがあり、祈りは日々の生活の中で、生きることを支えた」(181)との指摘は、いくにんもの宗教者にあてはまるにちががなく、それだけいってもほとんど意味はない。著者は、同書にみえる「修養会」の内実には一瞥もしていないといってよい。見落とし、見誤りの多い史料のあつかいである。

著者はまた、ある箇所では原典の「わたし」の表記をそのまま引用し(たとえば180)、ある箇所ではそれを「私」と漢字に勝手に変換して表記している(たとえば184-185)。どうにも理解できない所為だ。ここで指摘しておく、本書著者にとって、ここらの記述の原典はあくまで『選ばれた島』の復刊版となる。すでにべつなところで説いたとおり、復刊版編者はそれを編むにあたって、初版にあった大量の「私」を、「わたし」におきかえたり抹消したりしていた<sup>19)</sup>。本書著者はさらにまた、勝手に、断りなく、「わたし」を「私」に変換してしまったのだ。わたしはこのふたりの所為を、『選ばれた島』の「私」への愚弄だと非難する。

第3章の表題にある「ほうへ」の意味は、この章をなんと読んでも(といっても、3、4回ていどだが)、ついでわからなかった(第3章第4節の表題は「愛楽園の誕生」、その節の最終項となる第4項の表題は「MTL相談所、そして愛楽園へ」とあり、この「愛楽園へ」という項題の語と章題との違いがわからなかった。いいや、もしかしたら、この最終項でようやく「愛楽園へ」となり、それ以前の第1節第1項から第4節第3項までは「愛楽園のほうへ」ということなのか。東京から東海道新幹線に乗って、新大阪のほうへ、むかう、京都をすぎたところでようやく、新大阪へ、むかう、となるというわけか。降参)。

---

<sup>19)</sup> 阿部安成「復刊事情—ハンセン病療養者の著作『選ばれた島』をめぐる」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.223、2015年3月)と同「私と私達と彼等—ハンセン病療養者の著述『選ばれた島』を読む」(同前 No.225、2015年4月)を参照。

「青木恵哉のはたらき」を知ろうとするとき、本章よりは『選ばれた島』の初版と復刊版の両方を読んだほうがよいほうになる<sup>20)</sup>。

「そして愛楽園へ」たどりついた第3章をうけて、第4章は、「動き始めた園」（副題）について記すという。その表題は「魂たちの系譜」。「系譜」とはなにか——「①血縁関係や系統関係を図式的に記したもの。系図」「②物や人のつながり。系譜」という（『広辞苑』）。ここでは後者の意味か？。

あらかじめ各節の表題を示すと、第1節「公立療養所として」、第2節「魂のゆくえ」、第3節「園を貫く思想」、第4節「人々のこころ」、第5節「戦時下の愛楽園」で、本書でもっとも節の数が多い章となる。各節題をみて、章題が第4章の全体にかかわっているのか、まず、不安を感じる。

「公立療養所として」その運営が始まり、「ハンセン病を病む人たちにとっては「安住の地」と表現されてもよいものであったはずである」（第1節第1項の表題が「安住の地であったはずなのだが……」）が、「公立療養所としてスタートした愛楽園は、必ずしもそのようではなかった」と著者はいう（202-203）。そして、「入所者のひとりの言葉を聴こう」と展開する（203）。

ここで参照されている『証言集』とは、すでに第1章（41）の注で示されていた、「沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』沖縄愛楽園自治会発行、二〇〇七年」を指している（正確な書誌情報を示すと、上記表示では著者名として記されている部局は正しくは編者となるので、「編」の文字をつけることが1つの決まりごと）。これまで同書が参照されたり、同書から引用したりするときは、そのページ数が明記されていた。引用の決まりごとにとった適切な所為である（もっとも必ずページ数を明示しなくてはならないわけではないが——まだるっこしい表現で、Microsoft Word 2010 アプリは「ならないわけではないが」の二重否定表現に赤波下線をひいている。書きなおそう、もっともページ数を示さないばあいもある）。それがこの章では、『証言集』を

---

<sup>20)</sup> 前掲、阿部安成、石居人也監修、解説『選ばれた島』。

もとに敷衍」(206) となってしまった。

さきの、「入所者のひとりの言葉を聴こう」の1文はちょうどページの最後になっていて、そのつぎとつぎの2ページにわたる1字下げのところが、その「入所者のひとりの言葉」なのだろうが、出典が曖昧にされてしまい、しかも、「敷衍」なのだという。その語の意味は、「①のべひろげること。ひきのばすこと。展開」、「②意義を広くおしひろげて説明すること。わかりやすく言い替えたり詳しく説明したりすること」(『広辞苑』)。仮に②の意味だとすると、わたしたちは原文がわからないのだから、著者による「敷衍」の適否を判断することができない。①の意味だとすると、もともとあった「入所者のひとりの言葉」を「のべひろげ」たり「ひきのば」したりしてしまったのだろうか。それは嵩増しということか。せめて出典が明示してあれば、著者が原文をどのように「敷衍」したのかがわかるし、著者がしたという「敷衍」がどのようなことなのかを推しはかることもできよう。本書のこれまでの記述をふまえれば、原文がわからないままでは著者の「敷衍」を信じて読むことが、わたしにはできない。

わたしがみたかぎりでは、この本書204-205部分は、『証言集』36-37に対応するはず。

つぎ、第2項「新しく加わった人たちから見た青木恵哉」。冒頭――

このように、愛楽園は、本土の療養所と同じように、患者(入所者)の管理を強めてゆくことになる。病む人たちのための安住の場所として療養所の設立を渴望してきた人たちは、このことをどのように感じていたのだろうか。直接にそのことに触れた発言を私は知らない。しかし、残された人々の言葉から、この点を考えてゆく必要があるだろう。

[206。下線は引用者]

とある、下線部の違いがわたしにはよくわからない。前者の「発言」とはいわゆる聞きとりによって得られた内容ということか。そして後者は文字として記録された「言葉」ということか。そうであるとすると、著者は、すべての在園者の「発言」を聞いたうえでそう記したのか？。

また、この節では、項の始まりが、「見られたように」(第1項、202)、「このように」(第

2項、206)となっていて、そこで指示されている内容がよくわからないのだ。みられたとおり、このように始まる文章は本書著者の常套で、もうこれは仕方ないか。

つぎの1段落が――

ある話者は、入園当初、青木恵哉とは距離を置いた。青木のことを近寄りがたいと思っていたわけではなかったが、自分とは違う生き方をしている人に対して、なんだかその理由がはっきりとは分からないまま、自分から遠ざかっていた。〔206〕

と記したうえで、つぎに1行空け、1字下げの箇所が5ページにわたってつづき、また『証言集』をもとに敷衍(210)とある。これまた、同書36-37にあたるとおもわれる。

つぎ、第3項「青木恵哉殴打事件」。その冒頭――

虚しさにとらわれた人たちの心には、青木の生き方は疎ましいものとして映った。それは、時に、自由を奪われた人たちをいらだたせることもあった。とは言え、ただそれだけの理由で、人が青木に暴力をふるったとすれば、ずいぶんひどい八つ当たりだ。しかし、暴力が振るわれた事情は、もう少し複雑なようだ。〔211〕

と示したうえで、ここでは『証言集』、九〇頁～九一頁」と出典を明示して、「残された」 「言葉」を引用する。これがひどい、原文の「耕地」がすべて「耕作地」にかえられている、原文の「舎に三〇名ぐらいつつ入っているわけ」が引用では「舎に三〇名ずつぐらいつつ入っているわけ」とかえられている、原文の「誰がなんと言ったとか、どう言ったとか言わなかったとか」が引用では「誰が何と言ったとか、どういったとか」と仮名が漢字になおされ、漢字が仮名になおされ、9文字が削除されている。これはたんなる間違いなのか。改竄ではないか。もういちど『広辞苑』による「改竄」の意味をあげると、それは、「字句などを改めなおすこと。多く不当に改める場合に用いられる」とのこと。おなじく、「不当」とは、「当を得ないこと。道理にはずれたこと」をいう。おなじく、「耕地」は「作物を耕作する土地、すなわち田畑」で、「耕作地」はないが、「耕作」は「田畑を耕して穀物・野菜を栽培すること」というから、それをする土地が「耕作地」。どちらも意味はおなじ、字数が違うだけ。ならかえてよいのか。

さきの引用部分は、当を得ず、道理にはずれていると判断できる。したがって、改竄だ。

著者は項題にある「事件」について、「先住者の中心人物のように見える青木恵哉に、不満をもつ人たちの憎しみが集中したことも、理解できる」「不満をつのらせていた人たちの間でこのような話がつくられたとしても、無理のないことだったように思われる」(215)と感想を記すのだが、「無理のないことだ」「差別されていると感じたとしても」「青木が言ったという話になったとしても、それもまたありそうなことだ」と推測の積みかさねがくりかえされているにすぎない。あら、1つ落としていた文があった——「青木恵哉が〔中略〕意見を述べたとしても——本当にそう言ったかどうかわからないが——不思議ではない」(215。下線は引用者)。著者は素直で正直だ。あらら、もう1つあった——「では、本当に、青木恵哉は、そう言ったのだろうか。〔中略〕このことについては、はっきりとしたことは分からない」(215。下線は引用者)。ほんとうに、著者は正直ものだ。

この節の末尾にある注でも、「そして、もう一点。ここからは推測だが、青木恵哉は、この問題〔土地の分配?〕で頭を悩まし、苦しんだのではないか。そのような彼の姿勢がまた、古くからいた人たち、青木をよく知るひとたちが青木から離れてゆくことにつながったのではないか、と思われてならない」(225)とある。著者の思いがいっぱいいっぱいしまった節だった。(根拠が曖昧な)著者の**ひとりごと**ならばもう読まなくてもよい。第4項と第5項は省く。

念のためひとこと、わたしは、推測はいっさいだめ、といているのではない。

ところで、第4章第1節のおおよそをみても、章題の意味がわからない。「魂たち」とは?、その「系譜」とは?。

第2節はその表題に、章題の「魂」の語がみえる。章のなかでもとりわけ重要な節か。その第1の項の表題は、「つくった人、強いられて入所した人」。両者の違いは、「意に反して入所せざるを得なくなった人たちには、青木たちの思いは共有されにくい」(228)ということか。いっしょに読書すればよかったのに(本書398、前著287-288参照)。

その項末尾に、すでに指摘したとおり、「癩予防法」(法律第五八条)」「法律第一一条」癩

「豫防ニ関スル件」の表記がみえる（下線は引用者）。ハンセン病の歴史をちょっとでも知っているひとが、本書を手にしてこの 228 ページをまっさきにみたら、びつくりぎやうてんするだらうが、ここまでみてきたとおり、本書を最初から読んでようやくたどりついた 228 ページでこれを見ても、もう驚かない。それくらいのこころの準備はできている。（最初にこのページをみるかもしれないひとのために下線をひいた）。ほんとうに、失礼かもしれないが、著者は壊れたのか。それとも入稿した電子データが、その後の過程のどこかしらで壊れたか。しかし校正はしなかったのか。だれも？。

第 2 項「国立療養所」の中で（項題）に、「出産は禁止」（230）と記されている。正確には、「園では出産禁止」。項の末尾には、「このようにして、全国すべての療養所では、患者が子どもを生むことを禁じた。国の療養所として動き始めた愛楽園もまた、例外ではなかった」（231）と念をおすかのように明記してあった。

第 3 項「奪われた命」は、その副題に「『証言集』から」とある。要注意か。まえの第 2 項と、そのまえの第 1 項では、項末注がつけられ、数字ではなく、\*、\*\*、\*\*\*とアステリスクの数を増やして数字のかわりとしていた。それがなぜか第 3 項では項末注ではなく、一人ひとりの話者の「証言」に\*1つが注記号としてつけられている。5名の話者の「証言」すべてに、その典拠がページ数まで示されている。著者による記述は1文のみ。「証言」によって構成された項で、それだけ「証言」を重視しているようにもみえるが、あいもかわらず杜撰な引用だ。（原文）「体重計に乗せてほったらかして、息引き取ったよ」→（引用）「体重計にほったらかして、息引き取ったよ」（234）、おなじく「看護婦」→「看護師」と、「子供」→「子ども」（235 など）<sup>21)</sup>、おなじく「出てもどこに行って住んだらいいかも分からない」→「出てもどこに住んだらいいかも分からない」（238）、「私はもう恥ずかしくて言えないと思ったけど」→「私はもう恥ずかしくて言えないと思っていたけど」（238）、「そばに付き添っていて」→「そばに付き添って」（268）。

---

<sup>21)</sup> この改変は一貫していて、前著での引用も原文の「看護婦」「子供」がほぼすべて「看護師」「子ども」となっていた。さすがに本書 237 に写真が掲載された「声なき子供たちの碑」の碑文の引用だけはそのままとしたか、たんに改変し忘れただけか。

「流産」「墮胎」「殺人」「埋めた」ことの「証言」で構成された項。ただし、その大切なはずの「証言」が、著者によってかえられている。意図してのことか、著者の能力ゆえのことか、わからない。ともかく、その大切なはずの「証言」が、著者によってかえられているのだ。

第4項の表題は、「砂の魂」。最初わたしは誤って「塊」と引用していた。そうではなく「魂」。そうであればこの項も、章題とかかわって第4章の重要な箇所となるはず。3ページほどの文章は、すべて、1字下げ。「私は」という主語がだれか不明、話者の名が明記されていない、出典もみえない、「敷衍」の語もない。……なるの。そうね。……のよ。……かな。といった末尾の語り口が、さきにあげた『証言集』に収載された多くの「証言」とはようすが異なる。最後の1文が、「守ってあげることができなくて、ごめんね……」。「死産」か殺害か、その「赤ちゃんを埋めた」との「証言」、なのか。

この項はなにか。そこにある文章は著者の創作だと断言する。そして、そうした創作を、それとは明示せずに、当事者の「証言」のなかに挟みこむ行為を、下劣だと、わたしは非難する。末尾に、「ごめんね」と記したことを、わたしは強く嫌う。理由はかんたん、著者は当事者の声を代弁しているようにみえて、それを奪ってしまったから。

さきを急ごう。第5項「怨嗟の声」では、「園で行われた非道な行為および苛酷な生活の実態を描いたものは少ない」(243)、また、「苛酷ではあったが、愛楽園でそのように生き抜いてきた人々の自負心〔「生き抜いてきた」につづくそのまえの「そのように」がなにを指示しているのかを探ったがわからなかった〕、これらを反映したものが、どうしても多くなってしまう」という記録として紹介された、「上原信雄編『阿檀の園の秘話』(発行人上原信雄、一九八三年)」には、「断種と墮胎」と題し(マ)された他の寄稿文とは趣の異なった一文」があり、それは「園の非人道的な部分を率直に描いた珍しい文章」だという(242-243)。そこから4ページにおよぶ引用、転載でこの項はお仕舞。「怨嗟」とは、「うらみなげくこと」(『広辞苑』)。

そこには、断種手術のメスを入れられたときのように記されている(引用は本書から

ではなく原典からおこなった)。

らいを宣告されたとき以上の絶望感——。なにかに向って叫びたい、叩きつぶしてやりたい衝動をおさえ、トタン屋根の釘穴からもれる光りを凝視する。心の底深く、重くよどんでいることの忌わしい光景は、だれも思い出したくない。また語りたくもない。しかし、いま書いておかねば、らい者は飼い殺しの安穩な日々の中に、人間としての誇り、尊厳を埋没させている、と解されかねない。

つぎの第6項「善意の前の服従」へは、「飼い殺し」の語を介して第5項から記述がつながってゆく。「園の運営にあたった人々」の、想定される「善意」の具体相が示され、それらをふまえて、その人びとは「決して患者の人たちを飼い殺しになどした覚えはない」(248)と、これまた著者が想像する。ついで転じて、在園者たちはというと、「園で暮らす人たちはそう〔飼い殺しだと〕感じた。もちろん、そう思わなかった人もいたはずだ。素朴に感謝して暮らした人も、いたかもしれない。しかし、多くの人たちは、山城一夫〔さきの「断種と墮胎」の執筆者〕のように、はっきりと言葉にして表現しないまでも、人間として当然のことが奪われているという気持ちが、心のどこかにあったのではないだろうか」(248。下線は引用者)と、ここでもまた推測をかさねた記述をしている。もう、それはおくとしても、「飼い殺し」云々と「人間として当然のことが奪われているという気持ち」とは、かさならないとおもう。「家畜を死ぬまで飼うこと」「役に立たなくなったものを一生養っておくこと」(『広辞苑』)という「飼い殺し」ではあっても、「人間として当然のことが奪われている」かどうかは、べつのことだ。役にたたなくなったものにむけて、「人間として当然のことが奪われ」ないままで、「一生養っておくこと」もあり得る。もとより、「奪われ」なさのどあい、ばあいによって異なるだろうが。

著者はつづける。「人間として当然のこと」とは、「結婚して子どもをもつ。どこに住むかを決め、子どもの将来に備えて、家族で話し合う」ことのような。これらの「当たり前」のことを奪われた人たちが、自分たちは生きることは許されているけれども、それは、社会が容認する範囲に限られており、自分の意欲や能力によって、困難を克服するとか、工

夫を重ねて努力するという、最も人間らしい営みが認められていないと感じたとしても、無理のないことではないか。そして、最も人間らしい営みが認められていないとは、それに値しない人間とみなされていることに他ならないと考えたとしても、やむを得なかったのではないか (248-249。下線は引用者)。ロッド・スチュアートになぞらえて、かつて「哲学・哲学史専攻」していた先生は推測がお好き、といたくもなる。著者は推測をかさねて、療養者がみずからを不遇に生きるものとみなしたり、自己否定ないし自己懐疑をしたりしても、それは必然だ、といているようだ。

だが、さきの「断種と墮胎」の執筆者も、そうしたことを記していたのか。そうではない。彼は、どれほど思い出したくない語りたくないと感じている「絶望感」「忌わしい光景」をいま記録しなければ、養われている、生かされている「安穏な日々の中に、人間としての誇り、尊厳を埋没させている、と解されかねない」から、それを記録しようという自負や矜持をみせているのである。著者の議論は、これとは正反対だ。「健康者の社会が価値において優れているのなら、社会から隔離された園で暮らす者たちは、価値において劣った存在にならざるを得ない」(249)と対照二分法を用いて在園者を劣位においたものは、ほかでもない著者なのだ。なぜ「価値において劣った存在にならざるを得ない」のか、「なぜなら、意欲をもって人生を切り拓いてゆくという価値の実現を、隔離されることによって、初めから拒まれているからだ」(249)と断じているのもまた著者なのである。「意欲をもって人生を切り拓いてゆくという価値の実現」をみずからに課し、それを少しでもおしすすめようとした在園者が、いまもかつて療養所にいたことを、わたしは知っている。もとより、それができなかったひとたちがいたことも、わたしは知っている。

「そのような人たちが」と著者がいうとき、それは「意欲をもって人生を切り拓いてゆくという価値の実現を、隔離されることによって、初めから拒まれている」人びとを指し、そうした人びとが「健康者の社会から、「飼い殺し」にされていると感じたとしても、それは偏った感覚ではないのではないか」(249)との指摘(偏った感覚ではない、とはいえないのか!)は、そのかぎりではなにも間違っていないが、くりかえせば、さきの「断種

と墮胎」の執筆者は、自分たち「らい者は飼い殺しの安穩な日々の中に」生きていと書いていたのではない。

わたしには著者の思考がよくわからない。さきの引用にあった、「飼い殺し」にされていると感じたとしても、それは偏った感覚ではないのではないか（これもややこしい表現だ。偏った感覚ではない、ではだめなのか！？とくりかえしたくなった）のつぎに改行したうえで、「しかし」と逆接の接続詞をつけている。そして、「園で暮らす人々は、上原『阿檀の園の秘話』の編著者]のような篤志家の善意を前にしたとき、自分の感情を押し殺すことが正しいと信じた」(249)と記している。

よくわからない第1点、「飼い殺し」にされていると感じた」ものたちが、「自分の感情を押し殺すことが正しいと信じた」ということはあり得るとおもう。だから、接続詞は「しかし」ではなく、したがって、などではないか。わからない第2点は、この第2節で、どれほど「自分の感情を押し殺すことが正しいと信じた」療養者のことが記されているのか、そうした療養者の「証言」を、「言葉」を、参照したり引用したりしているのか。それは、ない。

著者は「善意の前の服従」と題したこの項で、想定される「善意」とは、療養所をつくること、それを運営することとみなし、また、療養所にかかわって「篤志家」による「善意」が施されるとき、「自分の感情を押し殺すことが正しいと信じた」(249)ものとして、「自分の素朴な感情」を「心の奥深くにしまいこむものとして、「憤り」を「感謝に置き換え」るものとして、療養者を、著者が、造形したのではないか。著者は、「これもまた、「飼い殺し」のひとつの現れである」(250)との理解をみせる。病を発症して「役に立たなくなったもの」であるがしかし、療養所内で「一生養っておく」こと、いいかえると「飼い殺し」をとおして、療養者はみずからの感情を押し殺し、憤りを感謝にかえるというのか。それを著者は、「善意の前の服従」(項題)ととらえてみせるのか。これでは療養所に生きるものたちは、「服従」させられたものとしてしかあらわせないこととなる。しかも非当事者によって、療養所外に暮らせるものによって、療養者を理解しようとする「善意」

をみせるものによって。

「魂たちの系譜」を記すと掲げられた第4章に、なぜ「園を貫く思想」と題された節が必要なのか。その節題にいう主題を、4つの項——「一 光田健輔の志」「二 情を断ち切るころ」「三 曖昧な存在」「四 秩序に抗した人たち」で展開するという。

第1項では、「ハンセン病者救済という事業」には「装置」としての療養所とそれを「支え導く思想」(251)が必要であるといい、医師にして療養所長となる光田健輔をとりあげて、光田が療養所を満たそうとした「淳良な気風」、彼が「施設の実現に向けて努力したこと」(253)と、彼の「カリスマティック・リーダーとしての資質」(254)、「光田を敬愛し慕う人がいたとしても、不思議ではない」(256)ことが記される。

第2項では、「光田にとって、園（ハンセン病療養施設）とは、ひとつの作品であったということ」(257)、そこには「淳良な気風」という「秩序」があること、「ひとりひとりの患者に同情し、彼らの人生の自由を少しでも認めてやりそうになる自分の心をきつく戒め、これを「辛抱」すること」(258。これが項題にかかわる)、「人類の幸福のためにハンセン病をなくすこと」を光田が実施したこと、が記され、光田自身の意思とは（そしておそらく療養者の意思とも）べつに、「作品としての園の主人公、それは患者たちではなかった」(259)し、「患者たちは作品の重要な構成要素」ではあっても、「しかし、主人公は、医療を施す医師」であるのだから、「医師が敷く秩序の中で、もうひとりの登場人物＝患者はただ健気に生きる者としてある。患者は、医師の温情のもとに健気に生きる人たちでなければならず、その温情に報いようとしなない者は品行に劣るものとされた」(260)と説いてみせた。

ここでももっとも重要な問題は、著者が、療養所のなかの「秩序」を1つとみていることである。彼は療養所に1つの「秩序」しかみとめていないのである。そうした観点で著者が、「主人公は、医療を施す医師」であり、「患者はただ健気に生きる者として」だけ、それぞれに描写したのである。

第3項では、「愛楽園では、園の外であれば、ハンセン病を病む人たちに対して、子ども

をもつことは禁じなかったことがわかる」(264)という。この指摘が唐突にみえる。ともかくも園外で子どもをもてたことを、「断種と墮胎に与えられた価値を超える別の価値がほかにあると考えられていたことだ。この点では、愛楽園の医療を担った人たちの良識を見ることができる」(265)とまで賞讃する。これもまた藪から棒に、わたしにはみえる。

ここにもまた引用をめぐる誤りがある——(原文)「流産はしないで子ども生もうとしている」→(引用)「流産はしないで子どももとうとしている」(263)。意味はかわらないだろうが、表現が違う。

さて、項題の「曖昧な存在」はなにを指すのか、わたしにはわからなかった。

第4項の表題が「秩序に抗した人たち」。項の冒頭は、「その一方で」と始まる(266)。どの一方なのか?。粗雑なこうした始まりが本書には多い——「この話には」(第4章第1節第5項冒頭。219)、「このように」(第4章第1節第2項。206)、「見られたように」(第4章第1節第1項。202)。もう慣れた?、いいや、慣れはしない。

表記の仕方だけでなく、記述の仕方もなんだかへん——「その一方で、前節三に見られる話(執拗な墮胎と断種)を裏づける証言がある」(266)と、『証言集』を引用した、愛楽園での「切った」ことについての記述がある。著者は「切った」を「断種した」と追記している。しかし、すでにみたとおり、前節第2節第3項もおなじ『証言集』から5名5件の「流産」「去勢」「墮胎」についての「証言」だった。沖縄愛楽園での出来事についての。それを「裏づける証言」がおなじ『証言集』にあるといっても、それは堂々めぐりにみえてしまう。本書ではすでに前節で、沖縄愛楽園での「執拗な墮胎と断種」のことを記したと著者自身が記していたのだから。

ここでの「証言」については、「注意して聴いてみよう」の言辞に導かれて、「看護師長(婦長)は方針に忠実に断種と墮胎を促した」こと、「看護師長(婦長)は、その時代の中で、そうする以外には、どうにも仕様がなかったということ、確かなこととして記憶に刻んでいるということ」が記されて、「ここで気づかなければならないことは」とわざわざ注意がうながされて、「それほどまでに、園の中では、病者が子どもを生むことは許されな

いとされていたことである」(267)と著者が記している。「光田健輔の考え方は、とても強い仕方で療養所で働く人たちに行き渡っていた。光田が園長を務めた長島愛生園はもとより、林文雄が初代園長を務めた星塚敬愛園においてもそうだった」とも記されている。そのうえで、行替えがなされたつぎの段落に――

それら両園に比べると、愛楽園では徹底の度合いが少し和らいでいるように思われる。

愛楽園では、子どもの出産については、園内ではだめだが、自宅に戻って生むことは容認されるという曖昧さを残す対応だったからだ。〔267〕

とある。困惑するわたしは、(1)「それら両園」とは、すぐまえに記された「長島愛生園」と「星塚敬愛園」だろう、さきにその「証言」が『証言集』から引用された「匿名のCさんは、一九三一（昭和六）年、沖縄本島中部生まれの男性。一九五〇年に入所後、宮古南静園、奄美和光園を経て、沖縄本島に戻り退所生活を送る。奄美和光園で結婚した妻との間に子どもをもうけている」(266)と紹介されていた。そのCさんは、「愛楽園でも婦長が〔中略〕切った」と聞いていると「証言」したと『証言集』を参照して記されていたのだった。やはり、なぜここに、Cさんの「証言」をもちださなくてはならないのか、それがわからないと記さざるを得ないのだ。また、(2)ここに「曖昧」の語がある。すると、さきの項題「曖昧な存在」とは、「曖昧さを残す対応だった」と著者によってとらえられた「自宅に戻って生むことは容認され」た、その出産による子どもたちを指すのだろうか、と記さざるを得ないのだ。その経緯がどうであれ、生まれた子どもを「曖昧な存在」と認定する資格が著者にあるのだろうか。ともかくも生まれた子どもを「曖昧な存在」と指摘することが、「ハンセン病問題」を考えるとどう活きるのだろうか。

本書は、著者以外のだれかが読んだり目をとおしたりしたうえで出版されたのだろうか。

そのつぎ――「曖昧さを残す対応だったからだ。ところがそれらとは異なって、さらに積極的に出産を認めた場所もある」(267-268)と、また『証言集』からの引用で、「奄美和光園では結婚すると、独身舎から夫婦舎で生活できました。〔中略〕子を産むことも自由でしたよ。大西園長の方針で子を自由に生むことができました」との「証言」が引用されて

いる。ただし、これまでに多多あったとおり、引用は不正確だ。ここでは原文のとおり記した。著者は引用にあたって2か所の「子」を「子ども」と改竄している。また出典として示されたページ数の「五五一頁」が誤りで、正しくは「五五〇頁」となる。ついでに記すとこの本書268ページにある「小笠原昇」の名にも誤りがあることはすでに指摘した。

さきにわたしは、「愛楽園では、園の外であれば、ハンセン病を病む人たちに対して、子どもをもつことは禁じなかったことがわかる」(264)という本書の記述について、この指摘が唐突にみえる、と書いた。理由はかんたんで、著者は本書で、すでに231ページに、「全国すべての療養所では、患者が子どもを生むことを禁じた。国の療養所として動き始めた愛楽園もまた、例外ではなかった」(下線は引用者)と記していたから。

さきの「唐突」とのわたしの表現は、いわば語気を和らげたつもりで、これは本書に多々あるおかしい記述の1例か、おおきな矛盾か、重大な誤りといってもよい。出産を禁じていたけど、「例外ではなかった」沖縄愛楽園でも「例外」があったということなのか。「禁じた」とは、療養所の規則や国の法令のさだめるところで、沖縄愛楽園での園外出産、奄美和光園での出産は、そうした規則や法令の外にある慣行だったというのか。著者はまた、「断種と墮胎が政策としてほかの園で行われていたとき、和光園では行われなかった」(268)と記している。奄美和光園では園長自身が、療養所の規則や国の法令を破ったということか、園長自身がほかの療養所の「政策」にならわなかったということか。ちなみに「政策」とは、「①政治の方策。政略」「②政府・政党などの方策ないし施策の方針」とのこと(『広辞苑』)。

本書はその冒頭の「はじめに」(5)において、島比呂志の作品によりながら、「ここに住む人たちは、子どもをもつことを禁じられた。妊娠した女性に対しては、墮胎手術が行われ、夫婦になろうとする者に対しては、その条件として、断種手術が強制された」と記してあった。「ここ」とは、ハンセン病患者を隔離した療養所を指す。なぜ、この「はじめに」に、園内外での出産があったことを記さなかったのか。本文が396ページまでである本書では、3ページからじつに全体のおよそ2/3の紙幅となる267ページまでのあいだ、療養者が

生んだ子どもたちのことが明かされなかった、べつにいえば隠されていた、すこし穏当にいいかえると、みえないままにされていたのだった。「曖昧な存在」と題された項においても、「全国のハンセン病療養所において、墮胎と断種が行われた。しかし、愛楽園の場合、少し事情が違う」「愛楽園でも断種と墮胎は行われた。しかし、他の園と異なって、退所する者については、出産を認めた。あるいは容認したと言うべきか」(261)と2度にわたる記述がある。こうした、後だしじゃんけんにもみえると喩えたくなる記述はなにか?、どのような効果をねらっているのか?、わたしには、生まれた命を弄んでいるようにみえてならない。ここでの、弄ぶ、には『広辞苑』にいう「思いのままに扱う。好き勝手に扱う」の意があてはまるとおもって使った。

「墮胎と断種」と園内外での出産とを著者は、「やはり「人」か」(268)といったんは問う。所長による判断如何ということだ。著者はこれを、「でも、私はそうは考えたくはない」(269)と、迷いなのか逃げなのか奥床しさなのかをみせたうえで、「篤いキリスト教信仰の持ち主だった。このすぐれた人格者たち〔キリスト教信徒の療養所長〕にしても、墮胎と断種を避けることができなかった理由はなにか。ハンセン病問題の本質に迫るためには、この点について考えることを避けるわけにはい<sup>ママ</sup>かない。しかし、その点に踏み込んで考える前に、現実の愛楽園で人々はどのように生きたのか、を見ておきたい。そこからまた、塩沼〔沖縄愛楽園園長〕たちがつくりたかった園の姿を重ねあわせて行<sup>ママ</sup>こう」(269)と、ひとまずは、「踏み込んで考える」ことを「避け」ている。

さて、本項の表題は、「秩序に抗した人たち」だった。これは園内外での出産を認めた療養所所長を指しているのか、そこに「篤いキリスト教信仰の持ち主」も入るのか。著者はおなじ本書第4章第2節第2項に、「では、医師、看護師、行政官らは、園で暮らす人々の意思を尊重したか。また、住民たちの偏見と差別をなくす努力をしたか。そうはしなかった。病者に子どもをもたせなかった。本当の理由は、ハンセン病者の子どもを遺したくないということだったからだ。それが、医療に従事した人たち、行政に従事した人たちの考えたことだった」(231)と明記していたはずだ。わずか30ページあまりまえに記したこと

を忘れてしまったのか（誤記が多々ある本書ではあり得る）。くりかえそう、「秩序に抗した人たち」とはだれか？。

第3節はそこに入れた4つの項をとおして、節題にいう「園を貫く思想」をどう説述したことになるのだろう。わたしにはわからなかった。

「人々のこころ」と題された第4節に進もう。くりかえせば、「多摩全生園」（270）は誤記。この節でも『証言集』からの引用にさいして、「看護婦」「子」を「看護師」「子ども」と改竄しているところはこれまでとおなじ。では、原文で「伯母さんたちに頼んでいたらしい」が本書の引用では「伯母さんに頼んでいたらしい」（283）となっている、これは誤りか、意図した改変か、また、「養母」が2か所で「義母」（288）となっている、これも誤りか、意図した改変か、あるいは話者に確認をしたうえでの修正なのか。

この節を精読する必要はないだろう。末尾だけみよう――

このように〔？〕、病む者同士が共に助け合って生きることができる場所を求めて療養所の設立に向けられた青木恵哉たちの努力は、もっと大きな流れ――ハンセン病で苦しむ者のいない（浄化された）未来の日本をつくるという大きな流れ――に呑み込まれ、その流れとひとつになってしまった。〔304〕

とまとめられる節の表題が、「人々のこころ」でよかったのか。

ところで、本書に先行して刊行された図書に、つぎの記述があった。

隔離政策に組み込まれていくことが避けられなくなった。青木という人物をもってしても、国策の波は簡単にそれを飲み込んでいたのである。

――似た形容といえよう。本書ではその図書を先行研究としてあげてはいない。その図書の書誌情報は、著者は杉山博昭、書名は「キリスト教ハンセン病救済運動の軌跡」、出版社は大学教育出版、刊行年は2009年。

「戦時下の愛楽園」と題された第5節に進もう。ここでもおもに『証言集』が参照され、そこからの引用によって記述が組み立てられている。「自分たちは「お国のために働いている」と誇りを持ってやった」（323）の原文は、「自分たちは「園のために働いている」と誇

りを持ってやった」となっていた。これも改竄。「昔の軍隊式は大変だったよ」(327)は、原文が「昔の軍国主義は大変だったよ」、これは誤りか？。

これら2か所をみても、本書を読むよりは、もととなっている『証言集』などを読んだほうがよい、とわたしは判断した。同書は、個人で買うには高価だが、公立図書館などを介して、読者はそれぞれに、当事者の「証言」集を手にして読んだほうがよい。

結局、この第4章の表題、とくに「系譜」の意味が、わたしには理解できなかった。

さきを急ごう。第5章の表題は、「人は生きなければならない—園に生きる」。4つの節に分けられ、それぞれに「子どもたちの記録」「義兄の愛情」「生のかたち」「人は意味を生きる」の表題がつく。

わたしには、本書の構成がよく理解できない。第5章第1節は、表題のとおりの内容となっている。それは、「人は生きなければならない」と題された第5章ではなく、「療養所に生きる」と題された第1章や、「歴史をさかのぼる」と題された第2章には収まらないのか。なぜ、「人は生きなければならない」と題した章でこそ、「子どもたちの記録」をとりあげることとしたのか、ほかの章に記されていることは、「人は生きなければならない」と題して記述することはできなかったのか——本書の構成の必然がわからないのだ。

第2節で、「他人の優しさが人を生かす、ということ」、「他者を元気づけているようであって、実は、自分自身を励ましている」、これらを「私たちはふたつのことを学ぶことができると思う」(352)と示されても、わたしは、いくらか、いいや、おおいに途方に暮れてしまう。理由はかんたんで、とある「エピソード」から、なにか、だれのどういった人生にもあてはまるような格言だか箴言だかをひきだすことが研究だとはおもわないから、また、さきの「学ぶこと」ていどは、なにもハンセン病の療養者や療養所を知らない子どもでも、ちょっと賢ければ、唱えられるだろうから。

なにもわたしは、深遠なこむずかしい命題を掲げよ、といているのではない。たとえば、情けはひとのためならず。これは『太平記』にすでに記されているという。これはまあおおよそ、「他者を元気づけているようであって、実は、自分自身を励ましている」と同

義ではないか?、違うか?。

第2節の各項につけられた表題——「人を生かすところ」「優しさに支えられて」「ひとりではない」は、どれも、くだんの癖のある字が記されたカレンダーにもみえるような、そうしたいどの言辞だと、わたしはおもう。もしかすると著者は、こうした、ありふれた、どこにでもありそうな、「言葉」を提示することで、「ハンセン病問題」なるものを人びとのみぢかなところにあると示しているのかもしれない。そうではないかもしれないが。「ハンセン病問題」をそうした「言葉」であらわすことによって、ハンセン病をめぐるあれこれを特殊ではなく、ふつうの日常のこととして伝えようとしているのかもしれない。そうではないだろうが。

でも、それら(さきの3つの項題)はどれもあたりまえのこと。ハンセン病をめぐる療養所のなかにだって、ふつうの暮らしがあったのだから。そうではないものとして、著者が療養所と療養者をあらわしていたのではなかったか。

第3節「生のかたち」は、記された議論の展開が、わたしにはわからなかった。その第1項は「在宅治療」と題され、「一九六二年、アメリカの施政権下にあった琉球政府は、ハンセン病患者の在宅治療を開始する」(361-362)、「この制度は、一九七二年の沖縄の日本復帰後も継続され」と記され、そして、典拠が明示された文献による、ハンセン病の「罹患率の推移を示した」グラフによって、「一九六二年、在宅治療が始まると、患者数が増えている」と指摘している。確かにグラフはそれを示している。「患者」は「隔離対策」を拒んで逃げ、「在宅治療対策」はうけいれる、との原典著者の見解にそって、「在宅治療という方法の有効性を積極的に語っている」(363)と、本書著者も記した。グラフのキャプションには、「外来治療が公に認められた直後の数年間にわたって罹患率(患者数)が高まったのは、隔離を恐れて隠れていた患者が名乗りを上げたからと考えられる。このグラフから明らかのように、隔離なしでも、患者数は漸減している」と著者が記している(362。下線は引用者)。ここまでは適切な理解である。

ただ、ちょっと止まって、確認をしよう。362ページにある名称のないグラフは、横軸が

西暦年（1940～1995）、縦軸が「罹患率（人口対十万比）」（たぶん0～20。「20」はあるが0がないので、たぶん）となっている。364ページの表「日本および沖縄県の患者状況」では、「日本」「日本本土」「沖縄県」それぞれの「患者数／（対人口1万比）」と「新患者／（対人口10万比）」がある。（ふつーは、図表には名称を入れ、通番をつける）。沖縄県の「患者数」の「対人口1万比」は、もっとも低い数値が8.81、もっとも高い数値が25.29。グラフの「罹患率」は「人口対十万比」なのだから、88.1から252.9のあいだの数値をグラフで示すこととなるのではないか。0～20の縦軸にはとうてい収まらないはずだ。グラフの「罹患率」が「人口対十万比」ではなく対1万比が正しいとしても、グラフに示された数値と表のそれとが違ふ。著者には失礼かもしれないが、これまでの引用をめぐる表記の仕方をふまえれば、ここでも原典の使い方を間違えている怖れが濃厚だ。

さて、これは「患者数」なのではなく、「新患者」の罹患率なのだろう。その数値は、364ページの表によると、1940年5.74で、362ページのグラフの数値と一致しているとみえる。だが、表の数値はその後、1945年18.71、1950年13.75、1955年7.49とあるのに対して、グラフは1940年から1950年まで上昇している。1955年のグラフは5と10のあいだにあるが、1950年の数値は15をこえていない。表とグラフの数値が一致していないのだ。

原典で数値を確かめよう。その書誌情報をいちおうあげると、琉球大学医学部附属地域医療研究センター編『沖縄の歴史と医療史』（九州大学出版会、1998年）に収載された、犀川一夫「沖縄のハンセン病対策」。犀川の稿に、「表2 日本および沖縄県の患者状況」（128）と、「図2 沖縄のハンセン病罹患率の推移」（131）がある。よくよくみると、犀川の稿の表2と図2が本書に完全コピーされているとわかる。細かな線のぐあいから、そう断定できる。ならばグラフの不可解さは本書著者にその責があるのではなく、原典の執筆者にあることとなる。と、よろこんでもいられない（いいや、わたしはよろこんでいないから不適切な記述だった）、いくら出典を明示したからといって、表や図の完全コピーは感心できない。

さて、著者が参照した文献に記されていた、「患者は「隔離対策」に対しては、逃げ隠れするが、「在宅治療対策」に対しては自ら進んで治療の場に来るもの」（原典143）との理解

は納得できるところだ。そして、さきもみた本書著者が記した、「外来治療が公に認められた直後の数年間にわたって罹患率（患者数）が高まったのは、隔離を恐れて隠れていた患者が名乗りを上げたからと考えられる」との推察も（やはり書いておくと、ここに「患者が名乗りを上げた」という記述は適切か？。必ずしも、名のらなくてもよいだろうに）、それは原典執筆者の議論を敷衍させたところだから、これもまた当時のようすに妥当する見解である。すると統計資料にあらわれた「患者数」は実数ではなく、あたりまえではあるが、あくまで調査者が把握した数値となる。「在宅治療」「外来治療」がほぼ認められていない時期には、「名乗りを上げ」ず、「逃げ隠れ」していた発症者の数は不明となる。

そして、著者は、

「隔離」は、学生からは学業を、社会人からは職業を奪う。さらに、家族を奪い、地域の人たちとの関係も奪う。

と記した。おや、著者が参照した犀川の稿にもつぎの記述があった。

それにしても、当時、対策を転換しなかった日本のハンセン病対策の傷痕は深く、1960年以降、1995年までの36年間に新しくこの病気を発病した約2,000名の人たちの多くは、在宅治療制度のないために、治療を受けるために学生は学業を、社会人は職業を捨て、あまつさえ家族と離別してまでも療養所に入所・隔離されねばならなかったのである。〔139。下線は引用者〕

とても、とても、よく似ている。ああ失礼、本書著者は、「地域の人たち」にも言及していた。両者の記述を、瓜二つ、とはいえない、か。

第3節第1項の末尾をみよう（365-366）。

この数値をどう読むか。単純な比較は慎むべきであろう。しかし、やはりそこに、「隔離」の力を見ることはできるのではないだろうか。無癩県運動（本書、第二章、第三節、「一屋部の焼き討ち事件」の註\*\*\*参照）によって、住民が患者のあぶり出しを行った。

それがいかに非人道的なことであったかについては、これまでも述べてきたし、この主張を変えるつもりはない。しかし、「隔離」が徹底された場合、やはりそれは有効であつ

た、という事実は否定できないのではないだろうか。

なんともまだるっこしい歯切れの悪い文章だ（見ることができるだろう、否定できないだろう、ではいけないのか。わたしが使う Microsoft Word 2010 では、「否定できないのではないだろうか」と表示され（ただし下線の色は赤）、その下線部で右クリックして、「この文について」をクリックすると、「二重否定／二重否定と思われます。修正を要するものではありませんが、一般に二重否定が頻出すると悪文になりがちといわれています／・例：否定しないこともない」との表示がでた。「修正を要するもの」ではないのであれば、余計なお世話か）。

それはともかく、「「隔離」の力を見る」「「隔離」〔中略〕は有効であった」とはどういうことだろう。

著者は、「新たに感染した患者、およびすでに感染していたが新たにそれが分かった新患者の人口比率を比べてみると、一九六〇年までは沖縄県の本土に対する比率の割合は三十倍弱どまりだが、一九六五年以降は、ほぼ一〇〇倍を超える（年によっては二〇〇倍を超える）比率になっている」（365）と記していた。第二次世界大戦後の沖縄では、在宅治療を認めた「ハンセン氏病予防法」施行の1961年が重要な劃期となる。本土では依然として隔離をさだめた「らい予防法」が現行法として機能している1961年以降に、沖縄での「新患者の人口比率」が本土のそれよりも「年によっては二〇〇倍を超える」のは、本土では隔離が実施されていたからで、したがって、そこに「「隔離」の力を見る」、いいかえると、「「隔離」〔中略〕は有効であった」となる、のか。

だが、本書著者もさきにグラフにかかわって記していたとおり、「隔離なしでも、患者数は漸減している」のではないか。また、「新患者／（対人口10万比）」は、「日本本土」においても「沖縄県」においても、前者の1950年以降、後者の1945年以降は、どちらも小さくなる傾向にあった。「沖縄県」でいちどはねあがった時期があり、それが1960年から1965年にかけてで、それはさきの「ハンセン氏病予防法」施行のときとかさなる。それ以降はやはり一貫して数値が小さくなっている。

したがって、これらの数値から、「隔離」の力を見る」ことは適切か、「隔離」〔中略〕は有効であった」と判断することができるのか。いいや、正確に記そう、著者は、「隔離」が徹底された場合、やはりそれは有効であった、という事実は否定できないのではないだろうか」と主張していたのだった。いいや、慌てることはなかった、つぎの第2項の冒頭1文が、「隔離」は有効だった」(367)となっていた。まだるっこしく、あれこれ憶測の混じった文が、行が進むなかで断定となる文体は著者の得意とするところだった。

冒頭で「隔離」は有効だった」といいきった第2項の表題は「病」を生きる」(366)。くだくだしい文章を選びわけて読みすすめると、「隔離には、確かに効率性において、優れた価値があったであろう」(371)との1文があった。項冒頭のいいきりが弱まっている。また、前項ではすべての「隔離」の文字に「」がついていたが、この項では冒頭の2つをのぞいて、「」がついていない。意味不明。

本文にもどると、さきの「あったであろう」につづけて、「しかし、とも思う」とのこと。「犀川資料〔さきのグラフと表〕が示すところは、在宅治療で十分に病気を克服することができたということだ。それは、隔離をしなくても、病気に苦しむ人を、社会から排除しなくても、一緒に暮らしながら治療していくことができることを、教えてくれている」(371)と、あった。「なるほど、隔離をしないことで、劇的に病気を減らすことはできなかったかもしれない。しかし、緩やかであれ、病気を克服することができた」ともいう。「隔離」は有効だった」とは、その「効率性」においてのみいい得るということか。ならば端っからそう記せばよい。記し方が、おかしい。もっともいまに始まったことではないが。ただ、ハンセン病をめぐる隔離という処方方をどう考えるかはとても重要な論点となると、わたしは考えている。そうしたわたしの観点からすると、著者の本書の記述は杜撰にすぎる。

なお、わたしは、隔離を有効とみてはいけない、とっているのではない。隔離を推奨しているのでもない。

著者は「共生」を説く(371)。

〔病の〕原因となる細菌やウィルスを撲滅できなかつたとしても、それらと共生してゆ

くことができれば、それが病気を克服したということだ。人間だけの共生のみならず、他の生物との共生。それができたとき、病気は存在しない。病とは、罹って治癒するものである。罹って好ましくない症状に悩まされている間、医療の援助を受ける。しかし、ほどほどに快癒すれば、それでよい。私の体の中に、今も様々な他の生物が寄生している。しかし、それらと共生できているのであれば、不都合はない。〔下線は引用者〕

——「病とは、罹って治癒するものである」には、笑った（失敬）。だって、罹らない病を治すことはできないから、あたりまえだ。わたしが引いた下線部は、仮定表現である。著者が多用し常套となっている仮定の積みかさねの議論は、無視すればよいか、無責任と指摘したほうがよいか。

つぎ (371) ——

確かに、私の生命を脅かすほどにまで強い病原菌が問題である場合には、それを抑えるための対処をしなければならない。感染の防止は、必要なことだ。しかし、それでも、その原因菌を保有しているからといって、それを保有している人との関係、その全体的人間との関係を絶ってしまうことは、病む人、それを見守る人、双方にとって人生の損失だ。〔下線は引用者〕

——わたしが引いた下線部の具体相は、どこにも記されていない。著者のいう「共生」をどう実現してゆくかの案は示されていない。なにがまずかったのかは記されている。それが、「「終生隔離」（絶対隔離）」(372)だ。それが、「互いの人間性を理解し、共感し、信頼することによって、人生を肯定しあえる人を失」わせた (371)、それが、「そのような人と人との出会いを閉ざしてしまうことだった」(372)。だから、それを反転させて「共生」を説きさえすれば、「互いの人間性を理解し、共感し、信頼することによって、人生を肯定しあえる」ということか。

どこかのテレビジョン放送局の番組で、患者を生きる、という名称が用いられていた気がする。それにならって、病を生きる、と記すことはちょっと賢しげな学生のレポートにもありそうだ。では、どう、病を生きる、のか。あれこれの生物と、どう「共生」するの

か。著者は、「思えば、私もまた、この地上に命を与えられて地球に寄生する生物にほかならない」(372)という。おお、『寄生獣』(岩明均)だ!<sup>22)</sup>。いまはすでに、もはやとっくに、「共生」の具体相を示したり論じたりすることが必要な段階であるはずだ。岩明もそれを描いた。

「戦後民主主義を貫く思想」<sup>23)</sup>と題された第3項では光田健輔を、「療養所という文化的な存在」と題された第4項では青木恵哉を、それぞれにとりあげた著者は、それら2つの項の冒頭を、どちらも引用で記し始めた。前者は「園のなかで、光田健輔はつぶやいた。「外は地獄だぞ…、それでもお前たちは外の社会に出たいのか……」」(372)、後者は「「ここにきて、勉強して、まじめにやって、バカじゃないか」と言われた」(376)。もはや出典など明示は不要、主語がだれかも問わない、著者はのりのりだ。そう、自分の思弁に酔っているように見える。光田にせよ青木にせよ、彼らの遺した断片をほんの少しだけとりあげて、そこから著者の思弁がふくらみ、それがだらだらと記述される。これが本書の1つの文体となっている。それを読むより、青木自身が書いたもの、光田が遺した著作や論稿、当事者たちによる「証言」を読んだほうがよい。わたしも、もう、第5章第4節を読むことはしない。本書を閉じよう。

本書はなんだったのか?。研究書だというのであれば、少なくとも、先行研究と史料をふまえなければならない。もちろん、研究書といっても、いわばその深淺、濃淡、硬軟は著者がどのように決めてもよく、それにあわせて先行研究のとりあげぐあいをさだめればよい。ただ本書では、先行研究への言及が皆無といってよいのだ。新機軸の研究であればそれもよいだろうが、本書はそうではない。これでは、著者が自分の研究を、すでにある研究状況のなかになんかどう位置づけているのか、それが読者にはわからなくなってしまう。高慢ちきな研究者などという輩を読者に想定してはいない、研究状況云云ではなく、市井の

---

22) 岩明均『寄生獣』新装版全10巻(講談社、2014年)。念のため。

23) 前著にくらべても本書では先行する研究への言及が少ない。「戦後民主主義」とハンセン病についてであれば、著者が前著で参照し、書誌情報を誤って記した文献がある。なぜそれを著者は注記しなかったのか?。

読者にうたえたいことがあって執筆したというのであれば、それもよい。ただ、研究者であれ一般人であれ、だれを対象として執筆するにせよ、史料にもとづいた記述をすることは必要なはずだ。

わたしはわざわざ史料という歴史研究者が好んで使う用語を用いたが、もちろん、そうした専門家が対象とする<sup>もの</sup>造物を、専門研究者と同様にあつかうよう、本書著者に望んでいるのではない。なにを史料＝材料や素材とするか、それをどうあつかって、なにを論じるかは、専攻分野にかかわらず、それこそ思索するものが自由に選び、設ければよいことで、ハンセン病史をめぐるでも、すでに狭い意味での歴史の専攻者ではない研究者による、よい研究成果がある<sup>24)</sup>。ある思索者は、療養者の「言葉」と「表現」と「文学」に着目し、それを問い、ある提起者はすでに、ハンセン病の歴史をふまえて、病の伝染力の強弱と隔離をめぐる論点を示していた。著者は本書において、そうした参照してよいはずの先行研究に一瞥もしていない。そうして、閲読したはずの病者たちについての、病者たちによる記録を引用するにしても、それを引用の約束事にのっとらないだけでなく、違う言葉におきかえて本書に移したのである。参照も引用も杜撰、そして本としての表記も記述も粗雑。

ここで1つ気づいたことをあげておこう。本書では、前著に多用されていた、わかちあう、よりそう、の語が激減しているのだ。きちんと確かめたわけではないが、おそらくそれぞれ1回ずつしか、本書では用いられていないとおもう——「平良克己のモデルとなった人物の振る舞いと生き様を本人に寄り添って描きながら」(9)、「なぜ、私は、このようなことを書くのか。それは、人はこのように生きてきたということ、読者の皆さんと分かちあいたいからだ」(56-57)。読み飛ばした本書第5章第4節にそれらの語が用いられていると見落とすこととなるので、やはり、本書の最終節となるそこを読んでおこう。

第4節の表題は「人は意味を生きる」。「人は一瞬を生きる」と題されたその第1項は、「一七世紀フランスの思想家パスカルは、無限な存在を前にした有限な自分とは無に等しいも

---

24) たとえば、沢野雅樹『癩者の生—文明開化の条件としての』(青弓社、1994年)、武田徹『「隔離」という病い—近代日本の医療空間』(講談社、1997年)、荒井裕樹『隔離の文学—ハンセン病療養所の自己表現史』(書肆アルス、2011年)などがある。

のであると考えることができることに気づき、その思いに底深い不安を感じた」と始まる(382)。「哲学」も「哲学史」もきちんと勉強してこなかったわたしは、パスカルのなにを読むと、彼が抱いたというその不安がわかるのか、知らない。当然のように出典としてパスカルの著作があがっているわけではないし、あたりまえのようにパスカルの言葉が引用されてもいない。「哲学・哲学史専攻」の研究者には、常識なのだろう。さきの引用箇所がつぎが、「この宇宙の沈黙はわたしを慄かせる」との1文。「哲学・哲学史」に無知なわたしは、もうすでにこの項の内容がわからなくなった。そのつぎの1文が、「私は、今目にしているこの風景から切り離されて、親しい者たち、愛する者たちと永遠に分かたれて、死を迎えなければならない時が必ず来る」。「今日」は「今日」ではない、念のため。この1文の「私」と、さきの1文の「わたし」がおなじかどうか、わたしにはわからない。パスカルのなにかしらを読むとわかるようになるのかもしれない。

この項では、「そもそも時間とは何だろう」との深淵そうな問いも掲げられている。どうも「変化」について論じているようなのだが、わたしにはよくわからない。あれこれあれこれ言葉が費やされて、(もうしわけないが、細切れに引用すると)、「真に存在するのは、変化し続ける存在である。あの存在者、この存在者、あの時のあの存在者であり、この瞬間のこの存在者である。すべては、この瞬間に存在している。人は、この瞬間を生きている」と、この項は終わる。

哲学って、なんだろう？。

こういう文章がある——「角松敏生を語る上で、彼が大学の哲学科出身であるという事実は、十分もって示唆的である。〔中略〕88年に彼は自身のレーベルを設立するが、レーベル名に仏教用語である“オーン”を冠し、かつて専攻したインド哲学からの影響を露わにした。つまり角松敏生は、ラジオのパーソナリティなどで見せた軽妙な語り口や軟派なイメージとは裏腹に、思慮深く哲学的な一面を持ち合わせているのだ。初期の作品に関して、一見、耳ざわりの良い凡庸なラヴ・ソングに聴こえるかもしれないが、そこには深く自らの経験に裏打ちされた偽りのない世界が内包されている。さらに、凍結前の3作では、

誰の目から見ても明らかな程、彼の個人的な苦悩と孤独が限界まで表現されていた。当然、これらの曲は一部の熱心なリスナーにとっては強烈なシンパシーを呼び起こすのだが、彼がファンの中で、あれほどまでのカリスマ的吸引力を持つに至ったのは、彼自身の中に存在する哲学的な精神論者としての姿ゆえであった<sup>25)</sup>。ここでは、「思慮深く」の語と並記されたり「精神論者」にかかったりするような、なにかが、「哲学的な」ということのようにだ。哲学って、なに？。

本書にもどろう。第5章第4節第1項には、「哲学」「的」な思弁あふれる文章がつまっていた。

そのつぎとなる第2項の表題は、「人は意味を生きる」(387)。節題とおなじこの項は、第4節で最重要となる項か？。「中世日本の能楽師世阿弥は、まずは、与えられた美しさをもつ少年の姿に「幽玄」を見だし、その成長期において充実した運動能力と発声能力を得たときに、「時分の花」が与えられると説いた」と始まる<sup>26)</sup>。パスカルのつぎは世阿弥。一読して、「まずは」にひっかかり、ついで「その成長期において」とあるので、それ以前＝「成長期」以前となるが、それっていつ？。世阿弥を知らず、『風姿花伝』をちゃんと読んだことのないわたしには、この項もまたよくわからなかった。

「人は変化を生きる」の1文があるので、この項でもやはり「変化」を論じているようだ。くどくどとした引用を避けていうと、わたしにはこの2つの項が、この節で、この章で、そして本書でどういった意味をもち、どう位置づけられているのかが、まるでわからなかった。失礼ながら、この2つの項がなくても、なんのふつごうもないとおもう。むしろおよそこの10ページ分の文章がないほうが、本書の展開をすっきりとさせるうえで少しは役にたつとおもう。

最終項に移ろう、その表題は「生を支えるもの」。冒頭の文章(392)――

---

25) 木村ユタカ監修『THE DIG PRESENTS DISC GUIDE SERIES ジャパニーズ・シティ・ポップ』(シンコ・ミュージック、2002年)。執筆は藤沢隆行。

26) まあ世阿弥は能楽を演じる役者だが、「中世日本の能楽師世阿弥」と記されると、古代日本の公務員菅原道真、という記述とおなじ気がする。

園で暮らす人たちは自由を奪われた。学ぶ自由、職業に就く自由、家族をもつ自由に家族と過ごす自由。

やはり著者は療養所を抑圧施設としてあらわしている。こうした理解と表記は、本書の「はじめに」にあった、島比呂志の著述「奇妙な国」をふまえて著者が記したところのくりかえしとなる。もういちどそこを引用すると——「今日の私たちが当然のごとく享受している自由——住む場所を選ぶ自由、職業を選ぶ自由、稼いだお金で友人や恋人と思いのままに過ごす自由等——を奪った。また、ここに住む人たちは、子どもをもつことを禁じられた。妊娠した女性に対しては、墮胎手術が行われ、夫婦になろうとする者に対しては、その条件として、断種手術が強制された」(5)。

最終項ではさきの引用箇所のとにまた (392) ——

加えて、園では厳しく強制されたことがあった。園の中での作業（重症者の介護や、配膳、洗濯などの補助作業から、戦時中の壕掘り）、そして、園内での出産の禁止。出産の禁止は、おのずと妊娠している女性には墮胎を強制し、結婚する人たちには子どもができないように断種手術（不妊手術）を強制した。それは、拒むことができない仕方園で暮らす人たちに重くのしかかっていた。園で生きるためには、決められたように、それにしたがって生きるしかなかった。

と、極度の制限が強制された場所としてハンセン病をめぐる療養所をあらわしていた。ただし、「はじめに」と最終項では、記されたことがらが異なっている。前者では、「ここに住む人たちは、子どもをもつことを禁じられた」、後者には、「園内での出産の禁止」。本書第4章第3節第3項(264)で、「園の外で子どもを出産することができている。そうすると、愛楽園では、園の外であれば、ハンセン病を病む人たちに対して、子どもをもつことは禁じなかったことがわかる」と記していたのだから、そのあとのページに、「ここに住む人たちは、子どもをもつことを禁じられた」とは記せなくなった。

また、「子どもをもつ」との表現そのものが曖昧さを多くふくんでいる。これは正確には、愛楽園では、園の外であれば、ハンセン病を病む人たちに対して、その子を育てさせるこ

とは禁じなかったことがわかる、療養者たちも子をもつことができたのだ、と記したほうがよいとわたしはおもう。しばしばハンセン病をめぐる絶対隔離政策は、病の根絶＝病者とその子孫の根絶ととらえられていた（前著 280）。しかし、園の外であれ、療養者も子を産み、だれかに育てさせることができたということは、とても重要な事実ではないのか。当然のこと、著者は本書に記す内容をあらかじめすべて知っているはずだ。執筆の過程でわかったこと、知ったこともあるだろうが、それにあわせて（もちろん出版までのどの時期かにもよるが）構成をかえることもできるだろう。さきに示したとおり本書では、ようやく全紙幅の 2/3 のところで療養者の出産が記されたのだが、まさか本書執筆の全期間のうちの 2/3 が経過したときになって初めて、著者は療養者の出産を知ったということではないはずだ。これはさきにも書いたとおり、後だしじゃんけんとおなじに見える。ひとまずこのことをおいて、さきをみよう。

くりかえし自由がないと療養所をあらわしておきながら、それが反転する（393）——  
いったいどこに自由があると言えるのだろうか。しかし、とも思う。結果を伴うことばかりが自由なのか。結果を伴わない場合でも、自由と言える場面があるのではないか。前著での著者の表現をかりると、「うん？ さて、それはどういうことか」（265）の字句をおくことが、ここではもっとも適切だとおもった。さて、そのつぎは——

そんなばかな [「ばか」への傍点は原文のまま]。望んだ結果が実現しなければ、それは虚しい。絵に描いた餅では、空腹は癒されない。こうしようと思っても、それが妨げられれば、不満が残る。屈辱を感じることもあるかもしれないし、怨念の的になることもあるかもしれない。ところが屈辱や怨念に支配されてしまうとすれば、それはもっと不自由だ。

と記したうえで、逆接となる——

しかし、それでもまた、人々はこの園の中で生きた。確かに生き抜いてこられた [「こられた」の表現は可能か尊敬か]。そのような彼ら彼女らを生かしたものは何だったのだろうか。そう考えたとき、自分では何もできない、強制と服従しかないと思っていた人たち

にも、気づかれていなかった何かがあったのではないだろうか。

とつづく。もとより療養所に暮らす人びとが、絶望の淵に沈んだとおもわざるを得ないときもあったろうし、そこからはいあがるとの強い意思を自覚しながらなにかしらの行動をおこしたといえるときもあった。これは療養所について、いまに残るいくつかの記録を読めば、そう時間をかけなくても容易にわかる事実である。知った事実を、どういう順序で再構成しようとも、それは著述者の、表現者の自由ではある。著者は本書で、まず、当事者の言辞によりながらとはいえ、療養所を抑圧された不自由な場とあらわし、そして掉尾ちかくになって、それでも彼ら彼女たちは「生き抜い」たと記したのだった。それをどう説くか——なんと——

意外だと思われるかもしれないけれども、私は、それを「自由」だと考えている。どんなに過酷な条件の中でも人を生かす力となったもの、「自由」。何もできない。選べない。そうするしかない。それでも「自由」はあると言えるのか。私は、あると言ってよいのではないか、と思う。[393-394。傍点原文]

とのこと。ここでわたしは、あると思います、という天津木村＝木村卓寛の「エロ詩吟」をおもいだしてしまった（お笑い芸人の名は、知らなかった。調べてわかったのだが）。あると思います——吟じたうえでの、落ちのひとこと。本文全 396 ページの本書の 393-394 ページになってついに、「あると言ってよいのではないか、と」(393)「思う」(394)、とは。お笑い芸人の落ちより、はるかに切れが悪い。では、著者がみつけた鍵括弧つきの「自由」とはなにか？。

それは——望みがかなえられたら幸福、しかもともにそれをよろこぶものがいればなおさら幸福、かなえられなかったとしても、その望みをこころにうかべ、その実現にむけて努力した事実があり、それをともに確かめられるひとがいれば、その「関係性の中で、私はまた生かされる」、そうしたつながりがなかったとしても、「その真実を今も私は生きている」<sup>[ママ]</sup>「私は心<sup>[ママ]</sup>の真実を生きた」。そして (395) ——

思えば、人は、思い通りに行った場合にだけ意味を感じるのだろうか。思い通りの結果

を招くこと、あるいは目的を果たすことができた場合にだけ、充実を感じるのだろうか。その充実だけを自由と言うのだろうか。たとえ結果が伴われないとしても、私は、心をそれへ向けることができる。絶望的な状況でも、最後の一瞬まで、心をそれへと向けて生きることができる。私は、そのような自分を信じて生きることができる。

のだそうだ。ここにいう「私」と、さきの「自由」だと考えている「私」とは、べつの人格のはずだ。どこかで異質な「私」が本文にすべりこんでいる。それはおくしかないと、つぎをみよう――

その一瞬に人は生きる。そして、その一瞬は永遠になることがある。絶えずその一瞬を反復し、呼び起こし、それへと自分自身を誘い、また人を誘い、共に生きようとするとき、それは永遠になる。それは意味となって私の人生を形づくる。それは私の人生そのものだ。園を生きた人たちは、自由を奪われたといえる。確かにそうだ。しかし、それは形骸的な自由だ。そうではないところに、人間は「自由」をもっている。心をそれへと向けること。人にやさしさを投げかけること。ともに生きようと、他人に誘いかけること。

だそうだ。わたしには、この文章がまったく理解できなかった。それを少しも恥ずかしいとか惜しいとかおもわない。「その一瞬に人は生きる」と記したときの「その一瞬」とはなにか？（ここでさきのパスカルや世阿弥が活きるのだろうか？）――そのまえに記された「絶望的な状況でも、最後の一瞬まで」というときのその「一瞬」ではないのか？。それを「生きる」、それを「絶えず」「反復する」、そこに「人を誘う」、「共に生きようとする」とは、なにを、どうする、なにが、どうなる、ことをあらわしているのか、「その一瞬が永遠になることがある」とは、どういうところのようすをいうのか？。「心をそれへ向けることができる」と記した「それ」とは、「自由」を指すのか？。

わたしが――ここにいう「わたし」とは、この文章を書いているわたし――絶望的な状況でも、最後の一瞬まで、心を自由へと向けて生きようとし、そのような自分を信じて生きようとし、絶えずその一瞬を反復し、呼び起こし、それへと自分自身を誘い、また人を

誘い、共に生きようとする、としたら、わたしのところは壊れると確信する。「最後の一瞬まで」「絶えずその一瞬を反復し」との指示が、間違いなくわたしを苛むと感じる。わたしはそんな「永遠」はいらない。この拒絶感は、わたしが療養所の外にいるから抱くのか？。

「形骸的な自由」って、なに？——「形骸」とは「①からだ。肉体。むくろ。生命や精神のないからだ。建物などのさらされた骨組」「②中身が失われて外形だけ残っているもの」をいう（『広辞苑』）。「形骸的」は辞書にないが、「形骸化」であれば、「当初の意義や内容が失われ、形ばかりのものになること」と載っている。わたしが使う Microsoft Word 2010 は、けいがいてき、を「形骸的」に一発変換しなかった。計外的、となった。あまり用例がないのだろう。

著者自身が本書に記していた「園で暮らす人たちが」「奪われた」「自由」とは、「学ぶ自由、職業に就く自由、家族をもつ自由に家族と過ごす自由。何もこのようなことばかりではない」と、「好きなように街を歩ける」「気に入った場所にたたずみぼんやり時を過ごす」「公園の花をめぐる」などなどをあげていたはずだ。これらはどれも、「中身が失われて外形だけ残っている」「自由」というのか。では、「形骸的な自由」とは違う、「そうではないところ」に「人間」が「もっている」という「自由」とはなにか、その具体相が示されていない。著者がいう「人間は「自由」をもっている」というときの「自由」がなにか、著者以外にはわからないとおもう。少なくともわたしにはわからなかった。

さきの引用につづく段落が、「このような学びは」と始まる。この著者に常套の指示語を多用する表記は、当然のこと、それがどのような「学び」なのかわからない。「その一瞬に人は生きる」という、その生きる姿勢を「学び」といつているのか？。もう少しだから、わからないままさきへゆこう——

このような学びは、人間を理解し、人間存在を肯定するための学びとして、深まりと広がりを見せる。あのナチス政権下のユダヤ人強制収容所を生きた人たち。その人たちを生かしたのは、この「自由」ではなかったか。そして、今日、障がいを伴って生きる人たち。何をするにも困難が伴う場合にも、そして、一見何もできないように見える重篤

な障がいを伴う場合でさえも。心に障がいに伴われる場合にも。その人たちの心は、私にはどうも推し量ることができない程の深まりをもっている。その深いところで、その人の生を支えているもの、それが、心に向けるということ。たとえ結果を伴わなくても、その心の動きに「自由」を見ることができる。そして、これが人の生を支えているのだそうだ。「ナチス政権下のユダヤ人強制収容所を生き残った人たち」も、「障がいを伴って生きる人たち」も、著者によってこの場にひきだされ、「何をするにも困難が伴う場合」も、「一見何もできないように見える重篤な障がいを伴う場合」も、「心に障がいに伴われる場合」も、これまた著者によってこの議論の場にひきだされてしまった。どういう馬鹿、いや変換ミスだ、どういう場か——「自由」とはなにかを確かめる場だ。

著者の議論は、療養所の外、強制収容所の外に暮らすものたちができることが、それらの内に生きるものにはできなくても、彼ら彼女たちのこころのありようしだいで、べつな可能性を拓くことができる、と唱えているとわたしはうけとめた。足がなかったり機能しなかったりするひと、眼がなかったり機能しなかったりするひと、こころの統合が困難なひと、にはそれぞれにできないことがある、しかしそれは不「自由」なのではない、べつな「自由」をこころのなかに展開することができるのだ、と著者が唱えているとわたしはうけとめた。

最後の1段落(396) ——

何もできなくても、決定(強制)されていても、「自由」はある。私の心をそれへと向ける「自由」。園を生き残った人たちは自由がないことに苦しんだ。そのことが、人から切り離されて生きなければならない寂しさの感情をひきおこしたり、焦燥感を煽りたてたりして、そこに生きる人たちをして悪戯に奔らせたこともある。その息苦しさは、いかばかりであったことか。しかし、それに耐えて生きてきた人たちは、もうひとつの次元にある「自由」を学んだ。それへと心を傾ける「自由」。それが人を生かすものであることを、園を生き残った人たちは、自身の生命をかけて学んだ。その貴重な学びを、今、私は、園の皆さんから学んでいる。

だそう。引用した最初の1文と、「労働は自由への道」<sup>27)</sup>という言辞とはどう違うのか。療養所と強制収容所をつなげる考えは、わたしではなく、本書著者が提示した。仮に、たとえばのこととして、彼が、ナチスによって篡奪されたこの言辞を、さらに自分たちの手にとりもどそうとしたり、文字どおりの意味にひきもどそうとしたりして、さきに引用したあの1文を自著に入れたとしても、そう読むことには無理がある。

まずは、やはり、指示内容がわかりづらい文章だと指摘しよう。「何もできなくても、決定（強制）されていても、「自由」はある。私の心をそれへと向ける「自由」と記された、「それへ」とは、どこへ、なのか？。これは、制限された場にも「自由」があると想像する「自由」がある、ということなのか？。だが、もう1つの文章で、「しかし、それに耐えて生きてきた人たちは、もうひとつの次元にある「自由」を学んだ。それへと心を傾ける「自由」というとき、ここでの「それへと心を傾ける」「それへ」とは、やはり、どこへ、なのか？。「もうひとつの次元にある「自由」を学んだ」とは、その「自由」を手にしたり享受したりということとはべつなのか、「それへと」と指差されたそのさきがわからないのだが、「それへと心を傾ける「自由」とはなにか？、似たようにみえてしまう2つの文章をならべると、ますます著者が記した「自由」がわからなくなる。

しかもこのよくわからない「自由」は、療養所に「自由」がないことに「苦しんだ」り、「寂しさの感情をひきおこしたり、焦燥感を煽りたてたりした「息苦しさ」に「耐えて生きてき」てようやく当事者が「学んだ」という「もうひとつの次元にある「自由」だと著者が示してみせたのだった。では、その「息苦しさ」に「耐えて生きて」こられなかった療養者たちは、その「もうひとつの次元にある「自由」を「学」べなかったということなのか。「息苦しさ」に「耐えて生きてき」た療養者と、「耐えて生きて」こられなかった療養者とを、著者が判別したのか、判別するのか、その基準はなにか、その判定に監査はあるのか、「息苦しさ」に「耐えて生きてきた」ことと「もうひとつの次元にある「自由」

---

<sup>27)</sup> V.E.フランクル著、霜山徳爾訳『夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録』（みすず書房、1961年）。

を学んだ」こととは同義なのか、直結しているのか、「耐えて生きてきた」けれども「もうひとつの次元にある「自由」を学」べなかったということはないのか、「学んだ」といういわば修了証書や成績証明書はだれが発行するのか――。

この本書の末尾となる第5章第4節第3項の表題「生を支えるもの」のもとに展開する5ページにわたる文章に、療養者の「言葉」は1つも引用されていない。療養所に生きたものたちが、どのように「自由」を構想したのか、療養者自身の、当事者の「言葉」をとおして論じられてはいない。ここに、彼ら彼女たちの「言葉」は1つもないのだ。

この点、著者は正直ものだったともいえる。なぜなら著者は、「その人たち〔「あのナチス政権下のユダヤ人強制収容所を生きた人たち」「今日、障がいを伴って生きるひとたち」など〕の心は、私にはどうも推し量ることができない程の深まりをもっている」ときちんと告白していたのだから。そのつぎに記された、「その深いところで、その人の生を支えているもの、それが、心を向けるということ。たとえ結果を伴わなくても、その心の動きに「自由」を見ることが出来る。そして、これが人の生を支えている」というときの、「その深いところ」とは、著者がそのまえの文章に記した「私にはどうも推し量ることができない程の深まりをもっている」と記した「その深まり」のはずだ。そうすると、著者に、療養所に生きたものたちの「心」がわかるわけがない。「その心の動きに「自由」を見ることが出来る」とも、絶対にできないはずだ。著者自身が「私にはどうも推し量ることができない程の深まりをもっている」と明かした、その「心」なのだから。

もういちど、著者のいう「自由」を確認しよう。「園で暮らす人たちは自由を奪われた」と著者が記した。それは、「学ぶ自由、職業に就く自由、家族をもつ自由に家族と過ごす自由」などだと著者が記した。そして、「園を生きた人たちは、自由を奪われたといわれる。確かにそうだ。しかし、それは形骸的な自由だ」と断言したものもまた著者そのひとだった。「思い通りの結果を招くこと、あるいは目的を果たすこと」とかかわって、著者がそう述べたのだ。療養所内で家族をもちたい、子をもちたいとおもった療養者に、それが実現することだけが「自由」なのですか？、それは「形骸的な自由」！なのだから、それとは

べつな「もうひとつの次元にある「自由」！」を「学」びましょうと、著者が勧めている。

わたしは、癩そしてハンセン病をめぐる隔離は、自発性を強要された暴力だったと考える。療養所は、そこに暮らすものにとって、生きづらい場所だったとおもう。だが、わたしは、わたしが調査と研究のフィールドとする大島でみた史料をふまえて、「園で暮らす人たちは自由を奪われた」「思いのままに行動できない」「自分では何もできない、強制と服従しかないと考えていた人たち」「何もできない、選べない」、とは絶対に書かない。「自由を奪われた」ものとして「園で暮らす人たち」を描いたものは、本書の著者そのひと、「思いのままに行動できない」「何もできない」「決定（強制）されてい」と療養者について記したのも、著者そのひとだ。そうしておいてまた、「絶えずその一瞬を反復し、呼び起こし、それへと自分自身を誘い、また人を誘い、共に生き」るよう、「園で暮らす人たち」に強いている。「その息苦しさ」に「耐えて生き」よ、そして「もうひとつの次元にある「自由」を学」べ、と著者が療養者に強いている。「園を生きた人たちは、自身の生命をかけて学」べと、療養者に命じたものが著者そのひとなのだ。「意味の世界の中で」(391)は、そうなるはずだ。著者が自分の思弁において、療養者像を造形し、彼ら彼女たちの「自由」を奪い、そして、「もうひとつの次元にある「自由」を、「学び」によって得られると描いてみせたのだった。しかも「もうひとつの次元」とはどこを指すのか、曖昧にすぎるのだ。療養者を「自由」の迷路に迷わせてはならない。

さて、いちどは読み飛ばすこととした第5章第4節をあらためて読んでみた理由は、そこに、わかちあう、だの、よりそう、だのといった著者の姿勢が記されているかを確認するためだった。前著で多用されていたそれらの語が本書では激減していた。（そのこと自体が悪いわけではなく、いいや、本書でもそれらの語が多用されていたら、それはそれで毒づいたかもしれない）。では、本書で著者は療養者になにをしたのか。

著者は、療養者を代弁している。それは、どうにもみずからを語ることでできない彼ら彼女たちにかわって発声するという代理とはほど遠く、療養者の「言葉」が参照されたり引用されたりしてはいるものの、それはとても粗雑なあつかいで、なかにはそれどころか、

実在しない療養者の「言葉」が作りだされているとみえるところもあった。参照や引用というおよそ研究という業務についてまわる技術の練度が低いものであっても著作を発表してよいといえるかもしれないし、想像された架空の言辞をもとに論述することを絶対に不可ということもできないばあいがあるだろう。

それでも本書はそうした許容をこえたところで、療養者になりかわって彼ら彼女たちを語ってしまった。それは、「言葉」を介して「共生」を望む著者みずからの姿勢を裏切っている。それはまた、過酷な環境の施設に強制隔離された当事者たちによりそって、彼ら彼女たちの「言葉」を聞くとの姿勢をみせたはずだったが、実際には、「敷衍」の語を使って、あるいはその語すら記さずに、いわば被害者の口を封じておいてかわりに語ったと喩えなくなるほどの仕儀となっていた。

著者はまた、「自由」をめぐる思弁において、療養者たちを、あらためて、療養所内に閉じ籠めてしまった。制限の多い療養所のなかから外へゆきたいと願うものには、それは「形骸的な自由」だから、それとはべつにこころのなかに「自由」をおもい描きなさいと指示したのだから。その意味で、本書は、「沖縄愛楽園に生きる」ことを説いて諭してみせたといえる。さらにいうと、「沖縄愛楽園に生きる」つもりになってみせられた著者の心情がこの本にはつまっている。代弁というよりも、著者が「沖縄愛楽園に生きる」ものになりかわって、「私」を開陳したのが本書の記述となったのだ。

「沖縄愛楽園に生きる」——このことについて知りたいとおもったら、『沖縄救癩史』（発行者上原信雄、発行所沖縄らい予防協会、1964年）、『阿檀の園の秘話—平和への証言』（編著者上原信雄、発行人上原信雄、発行所上原歯科医院、1983年）、『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』（編集沖縄県ハンセン病証言集編集総務局、発行沖縄愛楽園自治会、2007年）、『選ばれた島』（監修、解説阿部安成、石居人也、発行所近現代資料刊行会、2015年）、の4冊のなかから1冊でもよいから、手にとって、読んでみるとよい。